

平成 29 年 12 月 15 日

◎依光委員長 ただいまから、産業振興土木委員会を開会いたします。（9 時 58 分開会）

本日からの委員会は、「付託事件の審査等について」であります。当委員会に付託された事件は、お手元にお配りしてある「付託事件一覧表」のとおりであります。

日程については、お手元にお配りしてある日程案によりたいと思います。なお、委員長報告の取りまとめについては、19 日、火曜日の委員会で協議していただきたいと思います。

お諮りします。日程については、先ほど御説明のとおり行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（異議なし）

◎依光委員長 御異議なしと認めます。

それでは、日程に従い、議案及び報告事項を一括議題とし、各部ごとに説明を受けることにします。なお、補正予算のうち、人件費の説明は、部長の総括説明のみとし、各課長の説明は省略したいと思いますので、御了承願います。

#### 《産業振興推進部》

◎依光委員長 最初に、産業振興推進部について行います。

まず、部長の総括説明を求めます。なお、部長に対する質疑は、各課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎松尾産業振興推進部長 それでは、産業振興推進部の提出議案について総括説明いたします。当部からは、一般会計補正予算案を提出しています。お手元に配付した産業振興土木委員会資料、平成 29 年 12 月定例会（補正予算）の 1 枚目をお願いします。資料の 1 枚目です。当部からは、この表の合計欄、下の合計で 263 万 1,000 円の人件費の減額補正をお願いしています。人件費補正の主な理由としては、今議会に上程した職員の給与に関する条例改正に伴う給料月額及び勤務手当の改定のほか、人員の増減、職員の新陳代謝、共済費負担金率の変更などによるものです。

続いて、資料の①、補正予算議案の 8 ページをお願いします。債務負担行為です。まず、表の下から 2 つ目の産業人材育成研修委託料について、産学官民連携・起業推進課から 5,958 万 7,000 円の債務負担行為を提出しています。これは現在、産学官民連携センターで実施してます土佐まるごとビジネスアカデミーを来年度以降も引き続き実施するため、研修運営を行う委託業者を決定するなどの準備を今年度内に着手し、来年 4 月から開講できるよう債務負担行為をお願いするものです。

その下の欄、移住促進課から、一般社団法人高知県移住促進・人材確保センターが行う移住フェア開催事業に対する補助について、1,023 万 4,000 円の債務負担行為を提出しています。例年 6 月と 12 月に東京、大阪でそれぞれ開催してます高知県独自の最大級の移住・就業相談会、高知暮らしフェアの開催準備や告知を今年度内に着手できるよう債務負

担行為をお願いするものです。詳細は、各担当課長から説明します。

最後に、お手元の資料の赤のインデックス、審議会等のページをお願いします。9月に、高知県産業振興計画フォローアップ委員会及び資料の裏面にあります高知県移住推進協議会を開催しましたのでその概要を記載しています。

以上で、私からの説明を終わります。

◎依光委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

#### 〈産学官民連携・起業推進課〉

◎依光委員長 まず、産学官民連携・起業推進課の説明を求めます。

◎池澤産学官民連携・起業推進課長 産学官民連携・起業推進課長の池澤です。

当課の補正予算案について説明します。お手元の議案説明書（補正予算）、右上に②とある資料の70ページをお願いします。産業人材育成研修委託料の債務負担行為をお願いします。これは、産学官民連携センターで実施していますビジネス研修、「土佐まるごとビジネスアカデミー」、略称、土佐MBAの実施に関する委託料です。

現在の委託契約の期間は本年度末までとなっており、来年4月から開講するためには、3月末までに講師との調整、パンフレット作成などの準備を行う必要があることから、本年度のうちに委託事業者を決定し、複数年契約を行おうとするものです。今回の債務負担行為予算は、平成30年度、平成31年度の2カ年分の委託料の上限を定めるもので、総額は5,958万7,000円です。

それでは、土佐MBAの平成30年度の取り組みについて説明します。参考資料の赤色のインデックス、産学官民連携・起業推進課のページをお願いします。まず、資料の上の目的の欄ですが、土佐MBAは、本県産業を継続的に底上げしていくために、ビジネスの基礎力から応用、実践力まで身につけられる「学びの場」として実施し、受講者のニーズやレベルに応じたカリキュラムと受講環境により、多くの産業分野や地域を担う人材の育成を図るものです。

その下、左側のこれまでの成果にあるように、これまで延べ1万3,000人を超える方々に受講いただき、ビジネスの知識習得やスキルの向上、新商品開発や販路開拓等による事業規模の拡大、さらには、受講者同士のネットワークが構築されてきたことで、相互のビジネスに好影響を及ぼすとともに、コラボレーションによる商品なども生まれてきています。

一方で、実施していく中で大きく3つの課題も生じてきており、来年度はその対策を講じてまいりたいと考えています。

課題の1つ目は、十分かつ的確な情報発信です。企業を訪問する中で、人材育成のニーズがまだ多く存在すること、講座の内容が十分に周知されていないことも見えてきましたので、右端の対策1として、企業等への個別訪問の強化など、受講対象者の皆様へのきめ

細やかな情報提供に努めてまいります。その下のぽつですが、土佐MBAの講師が地域に出向いて体験講座を行うとともに、カフェ方式で気軽に相談できる場、「出張MBA」を高知市、安芸地域、幡多地域の3カ所で開催し、MBAの講座を実際に体験してもらうなど、今まで受講に至らなかった方々を後押ししたいと考えています。

2つ目の課題、受講者ニーズの反映ですが、受講者のニーズに合わせてカリキュラムを再編するものです。右端、対策2にありますとおり、まず、コースごとに受講しやすくするため、入門講座を初心者の方にも興味を持っていただける内容に統一するとともに、基礎講座の中でも、演習や自社ビジネスに落として考える部分を強化し、受講後、これまでに以上に自社の事業で生かせるようにしていきたいと考えています。

3つ目は、学ぶ機会の拡充です。講座を高知市にあるココプラで実施しているため、遠隔地にお住まいの方々には時間的な負担もあり、結果的に、高知市や隣接市町村の方の受講が多くなっていることから、地域で学べる機会をよりふやしていくことが必要だと考えています。このため、対策の3「地域で学ぶ場づくり」として、現在、講義会場以外でも学べる仕組み、テレビ会議システムを活用して受講するサテライトプラットフォームと、録画した講義を後日インターネットで視聴するネット受講を実施していますが、この仕組みをさらにPRするとともに、講師やほかの受講者と議論しながら学ぶ「目指せ！弥太郎商人塾」の短期集中セミナーを新たに幡多地域で開催するなど、経営知識を持った意欲的な事業者を広げていきたいと考えています。

資料の下半分には、平成29年度と平成30年度のカリキュラムの対比を記載しています。本科、実科、専科という3科体制は維持した上で、本科のコースを再編するなど、全体としてより受講していただきやすく、実効性のあるカリキュラムへと進化させたところです。

これらの取り組みにより、土佐MBAの受講者のさらなる増加はもとより、受講者の皆様が土佐MBAでの学びを御自身のビジネスにさらに生かしていただくことで、本県産業の継続的な底上げにつながるよう努めてまいりたいと考えています。

以上で説明を終わります。

◎依光委員長 質疑を行います。

◎武石委員 これ非常にいい成果が出て、大いに評価をしたいと思います。

それで、お聞きしたいのは延べ受講者数があるんですけど、実人員。細かい正確な数字まで要らんですけど、実人員がどのぐらいで、それから今、説明にもあった遠隔地の対策で幡多でもということ。その成果で、エリア別の人数とまでは言わんけど、その効果がどう出てるのか具体的な人数でもお示しをいただけたらと思うんですけど。

◎池澤産学官民連携・起業推進課長 人数ですが、資料の左上に、受講者延べ1万3,465人と書いておまして、この平成24年度からやってきた実数は大体2,000人強の数として把握しています。

年度でいきますと、去年の場合は、3,006 人が受講されて、800 人強の方が実数としてあります。新しく参加される方が大体 6 割で、またもう一度受けに来ていただける方が 4 割になっています。

ネット受講の関係でいきますと、平成 29 年度の 12 月 13 日現在の数字ですが、ネット受講が 836 人おりまして、昨年度年間で 461 人でしたので倍増といいたいまいしょうか、かなり好評いただいているという感触を持っています。

◎武石委員 産業振興計画が進む中で、みずからがプレーヤーとして勉強したいという意欲がある人が集まってくるし、また、そういう意欲をかき立てる意味でも非常にいい窓口だと思うんです。老若男女参加されてると思うんですが、受講経験者と話をしてみると、2 つ成果。一つは、物の考え方が非常に理論的になっている。単にやる気だけですがむしろにどんどんと突っ走るそれも悪いことやないけど、ちゃんと客観的に自分の考えを評価しながら冷静に進めていく力がこの講座で身につけていると思う。それから、御説明にもありましたけど、受講生同士のネットワークがあって、お互い紹介し合ったり、協力し合ったりというのが芽生えてきてるのですごくいいことだと思いますので、これからもさらに充実をさせてください。

◎池脇委員 先ほど、武石委員から本当にいい成果が出てきたという評価をされましたけど、私もそう思います。本当に定着してきたなど。安定感が出てきたと。カリキュラムもこういう形でどんどん工夫してニーズに合ったように、その時代に合ったように作りかえてきているところも、非常に流動的で来ると。こういうのを 1 回つくるともうそのカリキュラムが固定化されてしまって、講師も固定化して、単なる学校の、専門知識を身につけるだけの状況に陥りがちなんですが、本当に生きてきているということで大変ありがたいと思いますね。ただ、こういう取り組みは大なり小なり各県でもこういう経済人の育成をやっていると思うんですが、他県と比べて高知県の土佐まるごとビジネスアカデミーの特徴というのはどういう差別化というか、ものを持っているのか。御説明いただければありがたいです。

◎池澤産学官民連携・起業推進課長 他県でも同様の研修をやってはいます。経営者向けの連続講座みたいなのは単体でやっているところはあるんですが、本県の特徴である学びのプラットフォームは、日本一学びの機会が多い高知県ということを目指していますので、初心者の方から実践的なものまで総合的にやっているところが他県にない特徴で、いろんな講師の方、県外からも来られるんですが、ここまでしっかりやっているところは非常に珍しくて、「非常に高知県いいね」と。「この仕組みで移住者の方も含めて、人呼び込んでくることもできるのではないかと」。そういう非常にうれしいお声もいただいている、そんな状況になっています。

◎池脇委員 知事も、東京都のような専門的な知識、それから資格を取れるある意味高度

な学習ができる仕組みをつくりたいと。東京都は旧の都立大学、今、首都大学ですか、それを中心に夜間にビジネスマンとかいろいろな方が通って、いわゆる大学の社会人入学ではなくて、こういう生涯学習の非常に高度な取り組みとしてやっているんですね。知事もそのことが頭にあったと思います。私も生涯学習の観点でもっと高度な生涯学習ができる。特に、経済人を育成する、そういう専門的な仕組みができないのか議論をしたことがあるんですけど、そのときに、東京のことを事例に出しておっしゃっておいりました。だから、その意味では相当レベルが高い状況になってきたと思うんですね。ただ、あと工科大学との連携とかいう部分でもこれから有機的なつながりを持っていくことになろうと思うんですけど、そのあたりの部分は、現状はどうなっていますか。

◎池澤産学官民連携・起業推進課長 工科大学との連携ということでいきますと、土佐MBAのコースに工科大の先生にも当然、講師にはなっていていただいているんですが、今年度から各コースの監修講師。コース監修の専門家の方でふだんから御相談もしながら、ことしのメニューをどんなにしようとか、来年どんな形に改善していけばいいかという御相談をしまして、事業管理のコースに工科大の先生とか、あと、マーケティング・商品開発コースとかにも先生に監修講師になっていただいて講座も持っていていただいております。そういう形で高知大の先生にもお願いもしてまして、高知大の先生には組織・人的資源マネジメントコースとか、いろんな各コースの取りまとめ役といたしまししょうか、御相談相手としても、大学の先生にもお力添えをいただいている。そんな状況になっています。

◎池脇委員 高知県の場合は、大学も経済学部がありませんし、高校で商業高校はあるんですが、もう時代の役割はある程度終えたなと。だから大学、高等教育機関で、経済学部あるいは商学部等で、こういう経済人を育てる教育的基盤が高知県は非常に弱いので、その意味では、土佐まるごとビジネスアカデミーがその分をしっかりと補完をしているということで非常に期待していますので。さらに力強く頑張っていていただきたいと思います。

◎米田委員 全国からうちの仲間からも問い合わせがあるんですよ。それでなかなか注目されてるという面はあると思います。現場で頑張ってる人たちをどうさらにレベルアップしていくかという点でも非常に役立ってると思うんですが、その成果、評価について、受講者からこんな声とかいうのがあれば、特徴的な例をお聞かせいただきたい。

それと、受講料要りますよね。そこら辺については、受けやすい状況なのか。どんなになっていますか。

◎池澤産学官民連携・起業推進課長 受講者の声でいきますと、本当に各コースがそれぞれ一つ一つ受けられるので、自分たちの商品開発とか、マーケティングとか、会社として悩んでいること、困っていることに対してのメニューを気軽に受けられる。気軽というのは、1つは、なかなかお仕事で来られない方もネット受講という仕組みがありますし、会社から社長が「行ってこい」と言ったときは平日来られるんですけど、平日の昼間開催するパ

ターンと、土日とか夜間開催するパターンと分けてますので、平日来られない方は夜間や、休日来られるとか、そういうところで非常に受けやすいねとお話をいただいているところです。ただ一方で、課題といいたいでしょうか、MBAというネーミング的に敷居が高いということを感じるということをおっしゃる方はたくさんいるんですけど、実際来てみたら思ったより全然そんな難しいことではなくて、「来てよかったな、また紹介するね」と言ってくたさる。そんな状況になっています。

あと、受講料の関係でいきますと、入門講座というのは無料になっています。最初の段階はまず体験していただきたいということで無料になっています。その後、基礎講座というものがあるんですけど、基礎講座1こま当たりワンコイン、500円ということになってます。ただ、コースの中で全部で5こまあたりとか、7こまあたりとかあるんですけど、そうなってくると、セット料金みたいな感じになるんですけど、1,500円から2,500円の間で全てのコースが受けられるという状況になっており、それとは別に、ネット受講は各コース1,000円ということで、金額的には非常に受けやすいということに今なっています。

◎米田委員 最後に、2カ年の債務負担行為。何か2カ年がえいという判断というか、メリットはどこにありますか。

◎池澤産学官民連携・起業推進課長 受託された企業の体制といいたいでしょうか、1年1年というよりも2年あったほうが、受託された企業の体制もしっかりとってMBAがうまく回って動きやすいということもありましたので、そういう意味でも2カ年ということで今やっています。

◎依光委員長 質疑を終わります。

#### 〈移住促進課〉

◎依光委員長 次に、移住促進課の説明を求めます。

◎辻移住促進課長 移住促進課長の辻です。

当課の補正予算案について説明します。お手元資料、右上に②の議案説明書の73ページをお願いします。補正予算として債務負担行為が1件です。

これは、本年10月17日から本格稼働した、一般社団法人高知県移住促進・人材確保センターが来年度、本県の移住・就職相談会の中で最大規模となる高知暮らしフェアを開催する経費に対する補助で、1,023万4,000円を計上しています。

詳しい内容は別添の資料で説明します。別添資料、赤インデックス、移住促進課のページをお開き下さい。まず、一番上の1. 移住・就職相談会「高知暮らしフェア」の概要です。

1 ぽつ目、このフェアは、本県の移住・就職相談会の中では最大規模となるもので、例年6月と12月に東京、大阪それぞれで都合4回開催しています。

2 ぽつ目、フェアには、センターから移住・交流コンシェルジュと就職支援の担当が参加して、移住と就職の総合窓口となるブースを出すほか、各市町村や各産業分野の人材確保担当者、さらには、求人情報を持った県内企業にも多数御参加いただく予定です。

3 ぽつ目、昨年の 12 月議会で債務負担行為をお認めいただいて、本年 6 月分は 3 カ月前倒しして早目に告知を行えるようになったこともあり、来場者数は前年度の 6 月と比較して 156%という大幅な伸びを果たすことができました。

その右側の枠囲みの中で、事業内容を示しています。まず、フェアの開催準備として、参加団体の募集・調整などといった事前の調整に係る人件費、それから広告費、会場費などの当日の運営費、あと一般管理費、これらを見積もっています。

次に、2. 実績では、平成 26 年度からの高知暮らしフェアの来場者の推移をお示ししています。全体としては、来場者は増加傾向にあります。その中で、去年までは 6 月と 12 月を比較してみると、6 月が 12 月よりもやや少ない状況がございました。これは、当初予算でこのフェアの経費を計上した場合、会場の確保など、このフェアの準備が実際年度開始後の 4 月に入ってからになるため、結果として十分な告知期間が確保できないことも要因の一つではないかと感じていたところです。

そこで、3. スケジュール、平成 28 年度まで当初予算で対応していたものを一番下段の平成 29 年度からで示しているとおり、今年度実施分と同様に、来年度も年明け 1 月から具体的な準備を進め、十分な告知期間を確保したいと考えています。また、年度の変わり目にかかる時期ですので、他県もスタートをまだ切れていない時期だとも考えられますので、差別化も狙って集客の増につなげてまいりたいと考えています。

以上のことから、来年度も同様に債務負担行為の予算をお願いするものです。

なお、今年度の 12 月分の高知暮らしフェアをあす東京、あさっては大阪でそれぞれ開催します。そのチラシをお手元にお配りしています。

お聞きいただくと、左側に、高知暮らしフェアでさまざまなセミナーも開催して来場者の方に高知の概要、暮らしぶり、市町村の特徴などをお伝えしようと思っています。

今回工夫した点は、アウトドアから見た高知の魅力ということで、スノーピーク、モンベルにそれぞれお願いして、高知の魅力を語っていただくコーナーを用意しています。

左側のページは、高知暮らしフェアの主なコンテンツを会場のエリアごとに紹介しています。総合案内的な部分でコンシェルジュが各産業分野の仕事の相談窓口もデスクを並べて、真ん中ほど、県内の全市町村も御参加いただけるようになっています。

一番下ですが、実際に求人情報を持っている企業も、およそ 30 社になろうかと思いますが御参加いただき実施します。

裏面ですが、あした東京、あさって大阪、あと実際各市町村のブースには御自身も移住者である方がお座りになるところもありますので、ぜひこういったところにお立ち寄りい

ただいて、移住の経験、体験もぜひお聞きになっていただきたいということ。あと、これも初めての試みなのですが、タウン情報誌のほっとうちにも御出展いただいて、行政とか、あるいは民間企業の就職情報だけではない、違う切り口で高知の魅力なりおもしろさをぜひお伝えいただけたらと考えています。

説明は以上です。

◎**依光委員長** 質疑を行います。

◎**武石委員** 非常にいい取り組みだと思います。移住者数もかなり高いハードルを設定したなと思われたのもどんどんクリアされて、これからも頑張ってもらいたいと思うんですけど、その一方で、こういう高知暮らしフェアで情報発信してどんどん来てもらうのももちろん大事なことやけど。これまでの取り組みの中で移住はしてくれたけど出ていった人もいると思うんですね。そこもきちっと何でかというのでも分析されてると思うんですけど。なぜ出ていってしまうのかとか、その割合とか、概要でいいですけど聞かせていただきたい。

◎**辻移住促進課長** 全数調査というのが正直難しい面があり、私どもでは移住後2年目の定着率を何とか把握したいと思い、県、市町村からそれぞれ移住者の御住所なりメールアドレスがわかっている範囲でアンケートをお渡ししてそれにお答えいただく形で定着率を把握しています。そのアンケートの回収率が大体半分ぐらいだったと記憶しており、その範囲での把握になってしまうんですが、2年後の定着率が87%程度になっています。ということは、13%の方がもともといらっしゃった東京とか大阪にお帰りになったりしているということなんですけど、この事情、わかる範囲で聞いてみますと、御両親の介護の必要が生じて、もとおったところに戻らないかんかったという方が数ケースありました。それから、高知で仕事を始めたけど、よくよくほかの県の情報なんかも見てると、もっとやりたい仕事がほかの県にあったのでそっちに移ったケースもありました。あとは、これ以前のアンケートで把握した事情ですと、家の貸し借りで家主とトラブルになって、それでおりづらくなって出ていきましたというお話などが出ていった要因としては把握できている部分です。

◎**武石委員** いろいろ個々の事情もあるんでしょうから、その辺はもう仕方がないこととして、こういう移住者にどんどん来てもらうという取り組みをする中で、そういったことも踏まえてきめ細やかな対応をよりお願いしたいと思います。

それから、去年に、四万十町十和のエリアのイベントである人を紹介されました。その紹介された方は、30代ぐらいの女性で移住を考えてると。それで、保育園児の子供を育ててるということで、ここの四万十に来たいと。移住したいけど、そのときに町とも話してみたみたいやけど、自分が住みたいエリアと、子供を保育園に入れることができるエリアが違うと。つまり、住みたいのは旧十和村やけど、保育園に入れるのは旧大正町とか。そん

なこともあって、それにまた仕事のこととかも絡んできたらなかなか行きたいんやけど条件が全部そろわんという難しさがあると。そのためには市町村がきちっときめ細かい対応をしなくちゃならんと思うんですけどね。今、これは単なる意見ですけど、市町村との連携というか、市町村がきめ細かい対応ができていますか。

◎**辻住促進課長** まさに委員のおっしゃったとおりです。家があればとか、あるいは仕事さえあればというところじゃなくて、特にお子様をお連れの場合、保育の問題とか、本当にさまざまな要素が積み重なって移住できるかどうかになってくるので、そういった意味で、今、本当に各市町村、それこそ数年前はまだ「まずは家や」ということでその家を確保するところを中心に市町村も汗をかいていただいていたところなんですけど、ここへ来てやっぱり総合戦略をしっかりとつくって、トータル的に人を受け込んでいく。あるいは、その流出を防ぐという取り組みが厚みを増してきています。そういった意味で、各市町村の対応としても移住の担当部署だけでやりとりするんじゃなくて、教育委員会であったり産業部署との連携を綿密にしながら受け入れ体制を整えていただいていますので、引き続き県としても市町村の取り組みを支援していきたいと思っています。

◎**米田委員** 今年度も1,023万円の予算でやってると思うんですけども、国費が半分入っちゃうわけよね。次の債務負担行為は全て一般財源なんですけど、そこら辺の違いは。

◎**辻住促進課長** 結果として今年度、地方創生推進交付金を半分充ててます。今の時点で、今回提案させていただいて予算も債務負担行為という形なので、差し当たりこの一般財源で要求させていただいてますが、来年度の当初予算のときにこれを歳出予算として新たに組み直す形になりますので、その際には地方創生推進交付金を充てることも念頭に置いて作業していきます。

◎**米田委員** ぜひ活用できるものは活用していただいと。

それと、相談者、参加者が実績上うんとふえてますけど、相談に来られるとか、見に来られる方は意識がうんと高い人だと思ってるんですけど、県のインターネットとか見ゆうかもしれませんけど、来られる方は何を媒体にして、主に来られていますか。

◎**辻住促進課長** 移住のポータルサイト「高知家で暮らす」というホームページを運営していますが、それが一番多いです。あと、コンシェルジュがフェイスブックとか、あと、メールマガジンを出してありますので、それでお知りになった方も多いです。それと、今年度の特徴としていいですと、何とか県出身の方のUターンをもっと促したいなと思ってまして、県内の親御さんとか、御親戚の方にまずは知っていただくという趣旨で、県内のテレビCMとか新聞に広告を出してあります。そうすることで、それをごらんになった親御さんが東京、大阪にいる息子、娘たちに「こんな人があるよ、もしあんたもあれやったら行ってみや」というふうにお声をかけていただいと。実は、昨年度はそういった県内の両親から知らせがあつて会場に来ましたという人が全体の9%ぐらいしかいなかったん

ですが、ことしの6月はそのCMとかも流した結果、25%の方が知ったきっかけは実家からの「行ってきなさいや」というお知らせでしたとおっしゃっていたので、県内での告知にも引き続いて力を入れていきたいと思っております。

◎米田委員 なかなか知恵も使うてすごい頑張って取り組みされゆうき、ふるさとから「帰ってこい」と言われたらなかなか力になるき、そこら辺をぜひ活用もしていただきたい。

それと、年に2回やりゆうわけで、プロポーザルはやられて参加される企業なり団体がふえる、あるいは交代とかいろいろどんな状況なんですか。

◎辻住住促進課長 おっしゃるとおり業者はプロポーザルで選定してきて、大体3社ぐらいが応募してくれてます。結果、昨年度と今年度は業者が変わりました。私どもも少しでも多くの人にこのフェアを知って会場に足を運んでいただきたいと思っておりますので、広報とかの部分にそれぞれどんなアイデアを持って提案してくるか、その都度拝見しながら最も効果がありそうなところに決定をしている状況です。

◎米田委員 これ県外でやるから、主は県外の事業者とかですかね。

◎辻住住促進課長 昨年度は県内事業者で、今年度の受託業者は県外の業者になりました。

◎池脇委員 昨日の本会議でも土森議員が「悲願の政策です」と言うて、大変な事業だと思いますが、本当に全力を挙げてやっていただいておりますので敬意を表したいと思えます。それで、数字が出てますので数字について何点か教えていただきたいんですが、6月と12月で比べた場合に、12月の参加者が多い傾向が出ておると。それから、東京と大阪で見ると、6月も12月も東京が多いと。大阪が少ない傾向が出ています。そして今回、6月で156%ということで驚異的に434組という数字が出てる。この12月の16、17日でこれを超えられるのかと。この数値は東京でも出てないということで、そのあたりの4点について。そしてもう一点、先ほど武石委員からもお話がありましたが、定着率の問題で、大阪からの方の定着率と東京の方での定着率が傾向性としてあるのかないのか。そのあたりのところを御説明いただきたい。

◎辻住住促進課長 まず6月と12月の来場者の規模感の違いですけど、就職、仕事でいきますと、年度がわりで考えますと4月の採用が一番大きな固まりで、次に大きな固まりが10月の中途採用が大きいという傾向があるそうです。そうすると、その採用に向けてどれぐらい手前から準備を進めるか、大体相場として4カ月ないし5カ月ぐらい手前から具体的情報収集なり、相談会に足を運ぶ傾向があると考えています。そうすると、4月採用の方に12月の高知暮らしフェア、10月の中途採用のマーケットに対応する高知暮らしフェアが6月となってまして、全体の仕事の規模感から見ても4月の部分がパイが大きいので、来場者の動向もそれに反応しているのではないかと考えています。

東京と大阪の違いは、なかなかこれも正直どこに要因があるのかはつかめてないですが、一つは、これも本当に仮説なんですけど、東京のふるさと回帰支援センターの見立てでは

3.11以降、特に東京圏の若い世代を中心に移住に対する関心がぐっと高まったという分析をしています。ひょっとすると、関西よりは東京近郊在住の子育て世代の方々の関心がより高まっているという一つのあらわれかなと。それともう一つ、常設の大きな窓口も今申し上げたふるさと回帰支援センターが東京にはかなりの規模感ではありますが、大阪の窓口は比較的まだ小さい状態でもありますので、全体の熟度の上がりぐあいが東京が高いのではないかなと感じています。

ことしの6月の数字をあした、あさって超えられるかという部分は、私も足を運ぶようにしていますので本当にどきどきしていますが、今申し上げた理屈でいくと、6月よりも12月が多くないとおかしいことになってしまいますので、非常に高い数字ではありますが、目標としては12月は何とかこれを上回りたいという気持ちで取り組んで準備を進めてきました。あと、東京と大阪の定着率に関しては全体のサンプルがもともと余り多くないこともあって、東京、大阪での違いを見出すまでの分析はしておりませんが、今後若干異なる傾向がもしあるとするならば、事前の相談段階からそれを踏まえた対応の仕方がきっとあるはずだと思いますので、しっかり分析していきたいと思います。

◎池脇委員 あと、各市町村の受け入れ体制の温度差、あるいは環境の整備の格差があると思うんですが、その状況がどうなのかということと。そして、人気の市町村のベスト5ぐらいはどうか教えていただきたい。

◎辻移住促進課長 温度差でいいますと、確かにまだ若干の温度差はあるのは事実です。ただ、ここへ来て全ての市町村がブースを出してくれるまでになったのが本当にありがたく、うれしく思っています。ほかの県でも結構大規模なのはやっていますが、勢ぞろいするというのはほかの県でもまれな状況にありますので、そういった意味では、確かにその取り組みへの手のかけ方に濃淡はあるにせよ、少なくとも意識はそろってきていますので、あとはまさにその取り組みの部分、手が足ってないところにいかに足していくのかという部分を県もフォローしながら何とか全体のレベルが上がっていくように後押しをしていきたいと思っています。

それから、人気の市町村。一番移住者が多いのは当然高知市にはなるんですが、ただ、県全体の人口が高知市にほぼ半数が集中しているというバランスからいいますと、移住者は半分が高知市に来てるかという決してそうではなくて、むしろ、全体のシェアは高知市は2割程度ぐらいですので、ある意味本当に適度に郡部の市町村に満遍なく散らばっているのが俯瞰して見た感想です。その中で、平成28年度の実績で申し上げますと、高知市の次に多いのが黒潮町、次に宿毛市、4番目に四万十町、5番目に四万十市です。これだけだと東の市町村がないので、ついでに6番、7番を申し上げますと、6番が室戸市、7番が安芸市となっています。

◎池脇委員 あと、企業のブースが設けられて中途採用になると思うんです。これらの企

業は、新規採用の部分でかなりある意味ハードルが高い企業がたくさんあるわけですが、中途採用で採用されるという部分での、新規採用と中途採用のレベルの採用基準というのが何か尺度をつくってらっしゃるのか。同じように新規採用ぐらいのレベルでやるとほとんど受け入れられる人が少ないんじゃないかと思うんですけど、そのあたりの状況とか感触はいかがですか。

◎**辻住促進課長** 尺度までは正直把握できてないところなんですけど、企業のお話を伺った範囲で申し上げますと、結構、中途採用でいい人材を受け入れたいという狙いで出展される企業が多いという印象を私は受けました。というのは社会人としての基本的な立ち回りといいますか、そういうスタートアップの仕込みがある意味もうできてらっしゃる即戦力を雇うことで、すぐ現場に投入して仕事を回していきたいとお考えの企業が割と多いかなと思ってまして、そういった意味では新規採用のみならず中途採用を狙って出展される企業も相当いらっしゃいます。ここに名を連ねている企業は大体、新規採用も中途採用もどちらも念頭に置いて来られている企業が割と多いと思っています。

◎**金岡委員** このパンフレットを見てもあるように、地域おこし協力隊の皆さん方もこれは簡単に来られんですよ。恐らく地域おこし協力隊の皆さんを受け入れれば、かなりの人数がいらっしゃると思いますが、その中でやはり一番問題なのは、各集落の支援がないとできないということなんですよ。現状でもかなり移住者の方々、各集落の皆さん方にお世話になってるのが現状です。そう考えると、やはりそれぞれの集落の意向というか、事情というか、そういうものを的確に各町村が把握してもらっておかないとまずいと思うので、そこら辺まだ温度差があるという気がしてます。そのところをきちんと把握していただいて、ここにあります「川・里山・海の暮らし」ということで結びつけていかなければならないんじゃないかなと思いますので、その各市町村との調整はどんなになっていきますかね。ちゃんとできてますか。

◎**辻住促進課長** 地域おこし協力隊員になると、中山間地域対策課が主に所管している関係があって、私どもでなかなか細かい市町村との調整といった部分まで手を出せてない部分があるんですけど、ただ、当然ながら、移住者数の中でもかなり地域おこし協力隊員のウエートが占めてきている現状もありますので、今、委員がおっしゃった視点も踏まえて、我々も市町村と日常的にコミュニケーションをとっていく際には、そのあたりの市町村の基本的な考え方なんかもお聞きしながら、おっしゃったことはまさに、要は、3年明けた後の定着とかも見据えればかなり大事な要素になってこようかと思っておりますので、そういった視点で我々も仕事を進めていきたいと思っております。

◎**金岡委員** そういう状況を見据えて来られる方は定着します。実際に来られて親を呼んだというケースもありますので、その方々はもう定着するというところで頑張っておられます。しかしながら、そうじゃない方もたくさんいらっしゃいますので。何となく来てみよ

うかと。何となく住んでみたら何とかなるんじゃないかという方もいらっしゃると思いますので、そういう方々はかなり厳しい状況にあります。ですから、ぜひともそのところちゃんと把握して、来られる状況をつくっていただくようお願いしたいと思います。

◎田中副委員長 本当に御苦労は重々承知してますし、頑張っていただいているんですけど、12月のあした、あさっての分が移住促進・人材確保センターになってからの初めての機会となりますので、そういった意味でもこういった全ての市町村がそろそろことであったりとか、パンフレットには載ってませんが、初めて参加する企業も東京で3社、大阪で8社ぐらい出てきたということで非常に私もうれしい限りなんですけど、1点だけお聞きしたいのが、6月はことしでいえば東京が交通会館で、大阪が天満橋なんですね。OMMビル。今回は新宿と梅田近郊ということで、例年こういう形で少し場所変えてやられてるんですかね。

◎辻移住促進課長 まず、大阪から申し上げますと、アクセス状況から考えて難波か梅田がいいだろうということで会場を選んでまいりました。それで、6月の天満橋というのは、今回、受託している業者の本社が大阪にある企業で、割と大阪でイベント事をやるのにどういった会場が頻繁に使われてるかという情報も持ってて、天満橋という提案があって6月はそれで実施しました。

今回、あさってやる分は梅田で、会場のキャパシティ的にもかなり大きな規模に我々のフェアもなってきましたので、その規模感に見合う会場で、梅田近辺で提案があったのがこのグランフロント大阪ということです。

それから東京の場合は、我々基本的にはふるさと回帰支援センターが入ってる交通会館の最上階でやるのが理想だと思ってます。ふるさと回帰支援センターという知名度もあって、あそこを目当てに来てくれる人も一定吸収することができますので。ただ、ここまで全国の自治体が移住のイベントをやりだすと交通会館が正直とれないという事態が発生してきてまして、今回も実は12月も満杯でとれませんでした。じゃあそうしたときにどこにするかという中で我々も考えたのが、新宿とか、渋谷とか、要は、都心に人を集めてくるターミナル機能のある駅のすぐ近くでやると、神奈川とか、埼玉とかそういう電車1本で来れるという人たちが比較的集まりやすいのではないかと考えて、今回、初めてになるんですけど新宿でやることにしたところです。

◎田中副委員長 結果的に新宿になったんでしょうけど、それはそれでいいと思いますが、もっと、交通会館だけじゃなくて、東京、有楽町だけじゃなくて、違うところでも新たな方々にスポットを当ててることもやっていただけたらいいと思いますし、初め、課長からふるさと回帰支援センターの3.11以降の傾向もありましたけど、東京、大阪ですけど、これから別のところでも引っ張ってくることも考えてやっていただきたいと思います。

◎辻移住促進課長 わかりました。

◎依光委員長 質疑を終わります。

以上で、産業振興推進部を終わります。

#### 《中山間振興・交通部》

◎依光委員長 次に、中山間振興・交通部について行います。

部長の総括説明を求めます。なお、中山間振興・交通部は部長の説明のみのため、説明後、そのまま質疑を行いたいと思いますので、御了承願います。

◎樋口中山間振興・交通部長 それでは、所管の提出議題について御説明申し上げます。右肩に②と記載をしています議案説明書（補正予算）の74ページをごらん下さい。中山間地域対策課、鳥獣対策課、交通運輸政策課の3課合わせて、762万1,000円の減額補正をお願いしています。内容は、3課とも全て人件費の減額です。その主な理由は、今議会に条例改正案を上程している給与改定の反映、職員の新陳代謝、共済費負担率の変更等によるものです。

このほかに報告事項が1件です。「とさでん交通」の取り組み状況等についてですが、とさでん交通の本年4月から9月までの上半期の経営実績等について御報告します。報告事項の詳細は、担当課長から御説明します。

説明は以上です。

◎依光委員長 質疑を行います。よろしいですか。

(なし)

◎依光委員長 質疑を終わります。

以上で、中山間振興・交通部の議案を終わります。

#### 《報告事項》

◎依光委員長 続いて、中山間振興・交通部から、1件の報告を行いたい旨の申し出がありますので、これを受けることにします。

#### 〈交通運輸政策課〉

◎依光委員長 「とさでん交通」の取り組み状況等について、交通運輸政策課の説明を求めます。

◎濱田交通運輸政策課長 交通運輸政策課長の濱田です。それでは、「とさでん交通」の取り組み状況等について、本年今月11日に開催されましたモニタリング会議の概要を御報告します。赤色の交通運輸政策課のインデックスのあるページをごらんください。今回の第12回のモニタリング会議では、ことしの4月から9月末までの上半期の経営実績について、会社から説明がございました。

それでは、資料に従って概要を御説明します。表紙をおめくりいただき、上半分の右下の番号が3のスライドをごらんください。こちらの表は、全体の損益計算書を計画値と対比したものです。左端の列が年間の計画値。左から4列目が本年度の上半期の実績値。左

から5列目が計画値に対する進捗率となっています。なお、今回は上半期の実績の御報告ですので、進捗率は50%が計画の達成状況をはかる一つの目安になろうかと考えています。

まず、一番上の行の売上高は、55億4,400万円の計画値に対して、左から4列目の上半期の実績値は29億円。計画に対する進捗率は52%となっています。人件費や動力費など営業費は、本年4月の人事制度の改正や軽油の単価が計画に加えまして低位で推移したことなど、勘定科目により増減はありますが、営業費の合計では27億3,700万円。進捗率は51%となっています。その結果、網かけをしています営業利益は1億8,200万円の赤字となっていますが、計画値を上回って推移している状況となっています。営業利益に営業外収益と営業外費用を加減した経常利益も、1億5,600万円の赤字となっていますが、こちらも計画を上回って推移しています。その下の特別利益は大部分が国や県、市町村の制度に基づきます路線バスの運行に対する補助金ですが、これらの補助金は下半期に交付されますことから、現在の進捗率は29%にとどまっています。次の特別損失には、特別利益で受け入れた工事負担金等を圧縮記帳により費用化したものなどが計上されています。これらを踏まえた上半期の実績は、税引後の最終の当期純利益ベースで1億2,900万円の赤字となっています。

平成26年10月に設立されたとさでん交通の事業再生計画では、実質3期目に当たる本年度、平成29年度に単年度黒字を達成する計画となっていますが、平成26年度からこれまで3期連続で計画を前倒しする形で黒字決算を達成しています。

今期の見通しは、このまま推移すれば、黒字決算となる見込みであるが、計画の達成に向けて全社を挙げて必死で取り組んでいく、との説明が片岡社長からございました。

次のページをお願いします。次に、路線バス部門と軌道部門の専属営業損益について御説明します。まず、路線バスです。右下の番号が5のスライドをごらんください。売上高は、計画値10億8,500万円に対して、上半期の実績値は5億3,200万円。49%の進捗率とほぼ計画どおりで推移しています。営業費は、人件費が人事制度の改正や乗務員の不足によります時間外手当の増加などにより、58%の進捗率となっていますが、一方、動力費が、軽油の単価が低位で推移したことにより、計画に対して、38%の進捗率にとどまっていることから、営業費の合計では、上半期の実績値で7億7,000万円。進捗率は53%となっています。これらの結果、本社費用などの共通経費を配賦する前の部門の営業損益を意味します専属営業損益は、上半期実績で2億3,900万円の赤字となっており、若干計画を下回って推移している、との説明がございました。

次に、軌道いわゆる路面電車です。右下の番号が6のスライドをごらんください。売上高は、計画値の10億円に対して、上半期の実績値で5億2,900万円と53%の進捗率となっています。営業費用は、路線バスと同様に乗務員不足による時間外手当の増加などにより、計画値の8億9,700万円に対して、上半期の実績値で4億8,900万円。55%の進捗率

となっています。これらを踏まえた専属営業損益では、上半期の実績値で4,100万円の黒字となっており、こちらは順調に推移しているところです。

ページを1枚おめくりください。番号7、8のスライドは路線バス、軌道の利用状況です。まず、番号7のスライド、路線バスです。冒頭に青文字で記載していますとおり、運送収入は前年比94%、ICカード「ですか」の利用客数は前年比89%となっています。会社側からは、運送収入の減収は、スクール便の便数の減少、ダイヤの改正に伴い、全体の走行キロ数が減少したことなどの影響があったのではないかと分析していること。また、利用客数も、同様にスクール便の便数減少などによる影響が大きいのではないかと分析している、との説明がございました。

次に、番号8のスライドをごらんください。軌道です。軌道は、運送収入、ICカードの利用客数ともに前年比99%とほぼ前年度並みの結果となっています。会社側からは、幕末維新博などによる観光客の入り込みや各種の利用促進策の取り組みの効果によるのではないかと、との説明がございました。

次のページ、番号9のスライドをごらんください。こちらは、公共交通の利用促進に向けました取り組みを一覧にまとめたものです。表の2番、ローラー活動は、一昨年、平成27年の10月から開始をしたもので、こちらは、社長を先頭に役員、社員30名ほどが毎月1回、沿線の地域に出向いて住民の方々と直接対話をし、時刻表であるとか、サービスの一覧表をお渡しするなど、地道な取り組みを毎月行っているものです。会社からは、この取り組みの中から利用促進のヒントが得られているとお声もいただいています。加えて、各種イベントにブース出展をして、さまざまな割引制度などのPR活動を行うとか、あと、将来の利用者になり得ます小学生に公共交通に興味を持ってもらう取り組みの一環として、小学校を訪問して、バスマップの使い方やバスの乗車体験などを行う出前授業をことしの2月から開始をしています。これまでに5校で実施をしており、今後も、順次実施をしていく計画とお聞きしています。

続いて、番号10のスライドをお願いします。こちらは、公共交通に関する設備投資の実施状況です。内容は記載のとおりですが、事業再生計画では毎年5台ずつ低床型のバスを導入する計画としており、これまで計画に沿った形でバスの更新が行われているところです。両社が統合する前の底床バスの台数は合計で44台でしたが、ことしの9月末現在の台数は61台と、これまでに17台増加しています。路線バスで運行する車両全体に占めます低床バスの割合も45.5%と、ほぼ2台に1台までの割合で増加をしており、御高齢の方などにとっても利用しやすい環境が徐々にですが整いつつあると考えているところです。また、ことしの4月の業務委員会でも御説明をさせていただきましたが、低床型の路面電車も、来年の3月の運行開始を目標に2両目となる新たな低床型車両の導入準備を進めている、との説明もございました。

簡単ですが、以上で説明を終わります。

◎依光委員長 質疑を行います。

◎武石委員 本当にとさでん交通にも大変な努力していただいて、頭が下がります。

その中で、10日ぐらい前かな。私も県庁前の電停から美術館通りまで電車に乗って移動したんですけど、たまたま運転手がよく見える席に座れたのでずっとその間見ておったら、非常に確認作業とかもきめ細かくきちっとやられてるし、見た感じ30代ぐらいの運転手だとお見受けしたんですけど。ちゃんと確認もして安全な運行に努めてる。それから、途中で「ですか」にチャージをしてもらったんですけど、応対も非常に適切で感じもいいし、乗りおりするときほかの乗客への気配りとかも大変よくできてるなと思って感心しました。それで、すごく従業員教育もできてるんだろうなと思うし、それから電車がすれ違うときもお互いに運転手同士で挨拶もしたり、仲もよさそうな感じで。非常に雰囲気もいいなという思いがしたんですね。その一方で、今、経営の状況についての数字の説明もいただきましたが、もちろん黒字化をしていくのも大事やけど、そういう30代ぐらいの運転手が家庭をきちっと守っていける、あるいはやりがいを感じる待遇にもしてあげないといけないと同時に思ったんですが、その辺の従業員の処遇についてはどうなんですか。

◎濱田交通運輸政策課長 ありがたいお言葉、社員の皆さんの励みにもなるとお思いますので、そのお話があったことは会社にもしっかりとお伝えさせていただきます。

お尋ねにありました処遇の話です。平成26年の10月に両社統合しましたが、それぞれで給与制度であるとか、昇給の問題とか異なった制度でございましたので、当時、議会でも答弁させていただきましたが、3年程度かけていろんな制度を統一して、ことしの4月から人事制度を統一しています。具体的には賃金であるとか、賞与であるとか、あるいは人事の考課とか、そういう制度を新たにつくりまして一本化しています。そういう中で、個人によって差はあるかもしれませんが多少の改善はあったとお聞きもしています。

それと、これは乗務員の確保という観点からの政策ですが、これまでは採用になって2年間は嘱託ということで身分的に正社員ではないという運用であったわけなんですけども、ことしから採用された段階からもう正社員になるという運用であるとか、あるいは初任給も大体1万円から2万円程度改善をしていますので、下が上がるので上も少しは上がったというところなんです。ただ、全体で見るとやはり給与もまだ余り高くない。正直申し上げまして県内の平均から見ても高い状況とは言えません。そのことは経営陣も非常に気にされています。とはいえ、処遇の改善をするためにはしっかりと原資を確保する必要がありますので、会社もしっかり頑張っておられますし、利用促進策の面からも県としてもできる支援をしてまいりたいと思っています。

◎武石委員 本当によくやってくれてると思うし、ちゃんとやってくれてる30代ぐらいの運転手が40代になっても50代になっても、あるいは家庭では子育てもしてるかもわから

んし、やりがいを持って自分の人生かけて、この会社に勤めてよかったなと思えることも経営陣にもぜひとも配慮してやっていただきたいとお願いをしておきます。

◎濱田交通運輸政策課長 しっかりとお伝えをさせていただきます。

◎池脇委員 今、結構、運転指導されてる期間なのかなと。運転手がいて、もう一人の方がいて、運転席に2人いらっしゃるのによく乗り合わせするんですが、丁寧に指導されてるなという感じは受けます。今、電車ですが、大体時刻表の間隔ですね。これが大体7分から10分じゃないかなと思うんですけども、今、大体そういう間隔ですか。

◎濱田交通運輸政策課長 いわゆる鏡川橋から市内の中心部あたりは、日中だったら7分から10分。大体そのぐらいのピッチで運行していると承知しています。

◎池脇委員 それで、電車の速度ですが、これは大体どれぐらいの速度で運行されてるんですかね。

◎濱田交通運輸政策課長 路面電車は軌道法という法律での範疇に入りますけども、軌道法では、最高速度が40キロと規定されていますが、ただ、市内の周りは信号とかありますので、大体一般的には、区割りによっては違うかもしれませんが、20キロとかそのぐらいなのかなという感じはしています。

◎池脇委員 ときどき大変スピード感のある電車を見かけます。青信号で、しかも乗客がいない、おりる人もいない電車は意外とすっと行かれますね。普通電車の感覚であれば路線ですから、乗客がなくても、そこで一遍とまると。ただ、信号のところで大体乗り合い場所がありますから、すると信号で待ってるんですね。電車に乗ろうとしてるんだけど電車側からしたらもう青になってると。それで、こっちでは待ってらっしゃる。でも行ってしまうと。信号が変わったら出てくるという形で、もうその信号1つおくらせれば、そういうお客さんが拾える状況が結構あると思うんですね。私も経験上よく電車が出ていきましたが、そのときに、車も来てないから、つい電車に乗ろうとして、赤でもすっとそこに行っちゃおうという衝動に駆られるんですよ。これ交通事故につながるんですね。ですから、人がいなかったらもうそのままとまらなくて通過してもいいという運行の方針になってるんですか。

◎濱田交通運輸政策課長 その詳細までは把握しておりませんが、そういう例があることを私も実体験としてはわかっているところですが、その御意見があったことはまた会社にお伝えしたいと思います。

◎池脇委員 ぜひ駅があるんですから。そこにいなくても一旦はとまる。そして、行くというね。信号待ちして、信号がかわれば乗りたいという方もいらっしゃる可能性がありますから、基本的にはとまっていたり運行をしていただいたらありがたいと思うんです。それほど急ぐ距離でもないわけですね。だから、その運行の状況の部分はまた教えていただければ。そういう運行しているということであればもうそれでいいんですが。

◎濱田交通運輸政策課長 なお、確認をしてみたいと思います。

◎浜田（英）委員 4月から9月までの軌道、電車の営業損益。これ見てますと、動力費で使用電力の単価が高くなって営業損益減ってるんですが、電車の電気は四国電力で買ってるのかどうか。

◎濱田交通運輸政策課長 そこまで承知はしておりませんが、恐らくそうではないかと思えます。

◎浜田（英）委員 とさでん交通は発電事業もやってるわけだね。仁井田のバイオマス発電所はFITで売ったほうがまだ買うよりいいのだろうということなので恐らく買ってるんですが、将来的に単価がうんと上がってくることになってくると、せっかく発電事業もやってるんだから、余剰電力が出た場合、仁井田の発電所から電力を引っ張って電車を動かすという議論はまだそこまで至ってないですか。

◎濱田交通運輸政策課長 恐らく出資した段階ではその思惑もあって出資をしたんだと思いますが、今はそういう議論が行われてるかどうかまでは承知しておりませんが、そのお話があったことは会社に伝えておきたいと思えます。

◎浜田（英）委員 電力の単価が上がることは両方と比べてみてどっちの経費が安く済むかも常に念頭に置かなきゃ、ほとんど県民が経営してる交通機関ですので、県民の立場に立ってそこら辺もきれいに精査をして臨んでいただきたいと。

◎濱田交通運輸政策課長 会社もしっかりとコスト意識を持って経営されていると承知していますので、いただきました御意見は繰り返しになりますが会社にお伝えしたいと思えます。

◎米田委員 ずっと言われてる低床電車。結局、16年度投資予定やったけど、車両メーカーの関係でおくれたということで、ずっと以前から1両では何ともならんと言われてまして、今度そしたら来年3月には運行できるようにと今準備をしてると。

◎濱田交通運輸政策課長 発注をしています、まだ、納車がされたという話は聞いておりませんので、車両メーカーになるんだろうというふうに思っていますが、先日の会議でも3月の運行開始へ向けて準備をとという御説明がありました。

◎米田委員 それと、ローラー活動もとさでん交通になってから片岡社長らが先頭に立ってやりゆうと聞いて非常に驚きもし、頑張ってるという思いもしてるんですが、毎月やられてどんな意見が特徴的に上がって、それがどう力になってきているのか。どうですか。

◎濱田交通運輸政策課長 ローラー活動は、基本的に社長、専務、常務の役員プラス社員の方が大体30名程度で、毎月、今月はバスの沿線、来月は電車の沿線という形で交互に行っているとお聞きをしています。直接利用者、市民・県民の方といろいろお話をお聞きするところで、改めてとさでん交通に関心を持っていただくであるとか、全く知らなかったことが「そうだったのか」というのがあるとお聞きしています。

具体的な例でいきますと、後免町に電車の終点の駅があって、あそこに駐車場があって、パーク・アンド・ライドをやっているわけなんですけども、これまでは電車を御利用の方にしか利用がなかったんですけど、バスのユーザーの方からは「ぜひ使いたい」というお声があって、バスにも開放したということです。それとあと、電停の屋根のテントが破れるというお話はすぐ張りかえたとかですね。いろんな御意見があって、すぐに対応したというところでまた新たな御評価もいただけるのでないのかなと考えているところです。

◎米田委員 きめ細かな利用者、県民の足の関係でぜひ続けて頑張っていて、大変ですけどやっていただきたいと思います。

それで、次、路線バスの収入が減ってるというのが、ダイヤ改正によって走行距離が減ったと。それは言い方悪いけど、乗務員が不足してるから、路線、系統を減らして、住民の方からしたら物すごい不便になっちゃうコースがたくさんあるわけですよ。だから、走行距離がある意味減らさざるを得ないときでんの都合。乗務員と資金の関係でというふうに思うので、それは逆に言うたら本来減らしたらいかんわけで、必要な路線がだんだん剥ぎ取られていきゆうわけだね。結局それは逆に言うたらだんだん尻すぼみになる可能性があって、バスがもうメインの道路しか走らんと。そうなったら大ごとなので、ぜひそこまで来てるということについて現状認識としてきっちり持つてると思うんですけど、いろんなところを回りよったら言われるわけですよ。「コースが変わった」、「便数が減った」と。ぜひそこら辺は位置づけていただきたい。

それと、お聞きしたいのは乗務員不足。どれぐらいの不足と見てるのか。とりわけ多分バス路線だと思いますけど、電車の場合は割と新しい人が入ってますが、「ですか」で再三乗ってますけど、どの分野で乗務員不足なのか、時間外もふえてるということで出費が増になってるわけですから、時間外の平均とか、それから、たしか労働基準監督署から一定何か指摘もされたことあると思うんです。時間外が非常に多いということで指摘あったと思うんですが、そこら辺の状況はどうなってますか。

◎濱田交通運輸政策課長 まず、路線の問題です。設立当初は当時の土佐電鉄と県交通が重複といってしまうか、非効率な部分がありますので、その適正化をしていくという面での減便はありましたけど、今になってくると乗務員の問題がありまして、走らせたくても走らすことができない状況になってきている点がありまして、これももう会社もある種のジレンマになってきていると認識をしています。

あと、乗務員の問題ですけども、今のとさでん交通さまざまな課題がありますが、一番の課題は乗務員をいかにして確保していくかで、これは会社も非常にいろんな取り組みをされており、従来はいわゆるハローワーク等で募集するというオーソドックスな手法であったものが、会社が設立された以降、これまでは大型二種免許という免許を持った方を対象に募集をかけてきたのが、そうではなくて、普通の運転免許を持つてる方を募集して大

型二種免許の取得費用を会社が負担して一定勤務されたらその返済を免除するという制度も導入されまして、これまでその制度活用で9名の方が入職されているとお聞きしています。

また、大型二種免許は、普通免許を取ってから3年間は免許の申請ができないということがありましたので、高校生は対象外となっておりましたが、今回、将来の運転手候補として高校生も採用するようにして、3年間については事務とか整備とか、そういう周辺業務をして3年たったら大型二種免許を取ってもらうということもしております、ことし、バスの部門で3名、電車で1名の高校生を採用しています。バスの3名のうち、1名は女性とお聞きもしています。あと、ことしから社員の紹介制度ということで、社員が「この方が運転手に」と紹介されて、その方が就職してきっちり一定期間働いたら社員の方に手当を出すとかいろいろな制度を行ってきています。とはいえ、今、路線バスを1日、平日運行するのに大まかに申し上げて190人役の運転士が必要なんですけども、現実にはそれが160人程度しかいらっしやらないということで、人役ベースで30人弱が不足している。

電車も同様の計算式で大体20名弱が不足している。それを賄うために、時間外勤務であるとか、バスでいけば高速部門、あるいは貸し切り、観光バス部門からの応援で賄っているところなんです。やはりとさでん交通その成り立ちからして公共交通をしっかりと守っていくというのがもう命題ですので、そこは従業員の皆さんの御協力をいただきながら対応してきたところなんですけど、今回、四国運輸局、高知労働局が検査に入った際に、一部の社員の方でオーバーワークがあったというところでの文書警告があったと認識をしている、とお聞きしているところです。

あと、時間外ですね。細かい数字は私ども承知をしておりますので、そこは御勘弁をいただきたいと考えておるところです。

◎米田委員　それで、武石委員も言われよったように、働く人々が本当に安全に運転に徹してできる、生活上も安定するという賃金保障、処遇改善必要なんですけど、同時に公共交通機関で仮にオーバーワークとかいろいろで事故が起これば大変なことになるわけですよ。そういう人の命を預かった公共交通ですので、私本当に乗務員不足と時間外問題については真剣にやらないと、事が起こったとき、これは大変なことになると思うので、そこら辺は民間の事業所ですけど、県も出資金入れてるわけですから、そこら辺はとりわけ心砕いて早急にやっぱり解決しないといかんと思うんですけど、改めて県としてはどんなふう。

◎濱田交通運輸政策課長　私、先日、中四国のバス協会の役員の方とお話しする機会がありまして、いろいろ状況もお聞きしたところなんですけども、皆さん同じ状況です。これはもう日本中全国どこでも同じ状況です。とさでん交通だけの問題、あるいは高知県内だけの問題ではございません。もっと申し上げると、バスだけではなくて、タクシーであるとか、トラック運送業も含めて、運輸部門の人手不足は本当に深刻化をしてくれています。改めて

痛感もしたところでは。県としても来年、今、予算見積もりの中で要求もさせていただいていますが、運輸業の乗務員確保というところでの事業も、今、県が考えているところで、とさでん交通のためということではなくて、県内の運輸業・運送業の乗務員の確保という観点から取り組んでいきたいと考えています。

◎米田委員 確かに以前なら大型ダンプとかいろいろ免許を持った人がしてましたけど事故があったり、何百キロ走れば2人体制とかということがあって、運賃も上がりゆうわけよね。レクリエーションやろうとしてもバス代がうんと高くなって、ここからいうと2人以上要るとかいう。安全を最優先したそういう体制の中で人手不足が特に運輸関係、トラックを含めて起こってますので、ぜひ国政レベルの面もあると思いますけど、だからといってというわけにはいかんと思いますので、もう日々の問題でするのでぜひ大変ですけど知恵と財産も注ぎながら頑張っていたいただきたいと思います。

それと、最後に県交北部交通。子会社というんですかね。わかりませんが、いわゆる労働争議もあって、職員の処遇をめぐって、改善をめぐってのことなので、県の労働委員会にあっせんをして、しかし、ストライキとかいろいろやられてますから、住民の足を守るという意味からいうても、そういう労働委員会の役割がちゃんと発揮できる、そういう話し合い、協議のもとで、できるだけ住民の移動を保障していくということもある意味大事な面だと思うんですけど、そこら辺何か行政として対応とか考え方ありますか。

◎濱田交通運輸政策課長 その問題我々承知してまして、労使のことは我々の立場でどうこう言えるものではないという認識をしていますが、1点だけ申し上げたいのは、経営側、労働側、立場の違いはあれども公共交通。事業者。そこで働く方として、利用者の方に迷惑のかからない対応をお願いしたいと考えています。

◎武石委員 それと、貨客混載ですよ。人も少ないきなかなか大変ということはあるけど、貨客混載で収益を上げることが増益を図れる部分があればそれも検討してみたらどうかと思うし、その場合、運転士の資格のない方でも仕事もできるかもわからん。それは漠然としたことしかよう言いませんが、検討をこれからなされるおつもりがあるのか。県としてそれをどう取り組んでいくのか。それから中山間地域のバスも、いつも見たらほとんど乗ってない。けどそれでもやめたらいかんと思うんですけどね。それももったいない話というのを常々感じて。そういう中山間対策としても貨客混載というのが一つ進むべき道というのか、選択する方法の一つなんじゃないかなと思うんですけど、ここもさわりだけでいいんですけど。

◎濱田交通運輸政策課長 とさでん交通、今御説明したとおり、路線バスの事業落ち込みといいたいでしょうか、減速気味でして、ここでのこ入れは必要というのも社長もおっしゃってました。その中の一つの選択肢として、貨客混載ですが、とさでん交通が走っている路線は、まだ比較的、運送業がまだまだ元気といいたいでしょうか、そういうところも多くあ

りますので、どちらかという、グループの子会社である東部交通であるとか、須崎・梶原を走ってる高陵交通とかも、今既に一部では宅配事業者と話し合いも始めているようにお聞きしていますので、てこ入れ策の一つとして選択肢はとさでん交通も考えているということはお聞きもしています。

あと、中山間地域について、これ中山間地域対策課が所管ではありますけど、9月議会で補正予算をお認めいただき、先日も検討する会議が立ち上がったところでして、そういう中で、やる気、興味、関心をお持ちの市町村が中心となっていますが、そこに地域のバス会社あるいはタクシー会社が入って行って、収益性の向上を確保していく観点は当然必要となってまいりますので、我々交通運輸政策課も一緒になって検討もしていきたいと考えています。

◎**金岡委員** 資料の7と8ですが、利用客の推移というので、2016年、2017年とあるんですが、グラフを見ると、利用客の推移、それから運送収入が同じように下がってきておるわけですね。ということは、2017年の12カ月を見てもかなり厳しい数字。要するに、前年と同じようになってきておると思うんです。軌道は、ほぼ前年と同じグラフになっていると思うんです。そうすると、軌道はよしとしても路線バスはこのまま同じ前年比で下がっていくと。こういう可能性があるわけですよ。これは何とかせんとかなり経営自体が厳しい状況になってくると思われます。

そこで、その次のページには、いわゆる取り組み状況が書かれておるんですが、ほとんどこれは啓蒙活動ですね。広告ばかり。具体的に何か利用客をふやす施策みたいなものは持ってないんですか。

◎**濱田交通運輸政策課長** まず、路線バスの利用者が大きく落ち込んでいるのは、明らかな理由がございまして、とある私立学校が学校の経営戦略の一環として、自校でバスを走らすようにしたところがありまして、従来そこに向かっていた路線バスがある意味供給過剰になったことで減便をして利用者が減って、減収になっている側面があります。これ、全体で見ますと収入で大体半分ぐらいのインパクトもありますし、利用で見ると減少分していくと8割ぐらいのインパクトがあるというところですよ。

あと、今回には反映されておりませんが、ことしの10月から高知から安芸に向かう安芸線という路線が子会社の東部交通に移管されましたので、外形的な利用者数でいけば今後減少していくところがありますので、これ会社側に注文していますが、このグラフはこのグラフとして、単位当たり、1キロメートル当たりの利用者数であるとか、1運行当たりとか、そういうところで実際どうなのかというのがわかるようにしてほしいという注文をしているところです。

利用者が減少して収入が減ることによってコストも連動して減少する部分もありますが、同じ正比例で減少しないコストもあります。そういう面でも会社も危機感を持ってお

りまして、利用促進施策としては、一番わかりやすいのが、昨年の4月から行っていますが、ICカード「ですか」を使ってはりまや橋周辺のバス停、電停で乗り継ぎをしたときに、2乗車目が200円引きになる乗り継ぎ割引をしています。路線バスはほとんどがはりまや橋を通過していますので、そこに直通で行けなくてもはりまや橋で乗り継ぎすることによって大体のところに行くことができるという制度ができてまして、また2乗車目が市内均一区間であれば実質1乗車目の運賃で行くことができるという制度。これは、電車・バス、バス・電車、双方に行くことができますので、横浜とか長浜にお住まいの方が美術館に行こうとすると、これまで直通のバスはなかったわけなんですけども、バスへ乗ってはりまや橋まで行って、そこで電車に乗りかえて行けば、美術館前であれば、実質御自宅からはりまや橋までの運賃で美術館まで行くことができるという制度もしています。

それとあと御好評なのが、「バスこっち」と申しまして、スマートフォンとかでバスの現在地がわかるサービス。これも去年の4月からやっています。どうしても雨の日なんかバスの運行はおくれがちなんですけど、そういうのを持つことによって実際すぐわかる。バス停まで行ってもバスが通過したのかまだ来てないのかはっきりわかるサービスも行っていきます。ただ、残念ながらまだ御存じない方もたくさんいらっしゃいますので、普及といましようか、広報、周知というのを今後図っていく必要があると思っています。

◎**金岡委員** 私も関心を持ってまして、随分昔ですけど、視察にも行ってきました。ドイツのフライブルクのやっておることを紹介しておきたいと思います。そこは電車とバスですが、この利用者の平均値。要するに、1年に使う料金を出して、それで、年間フリーパスを出したら、当然買っておこうということでフリーパスを買うわけですね。利用されていない方も買うわけです。それで一気に黒字化したということをお伺いしたこともありますので、そんなことも検討されてみてはどうかと思うわけですが、どうでしょうね。

◎**濱田交通運輸政策課長** また私ども研究もして会社にもお伝えもしてみたいと思います。

◎**依光委員長** 私からも要請で、乗務員確保の話はもう1企業の話では対応できん。高知県の課題として、県として支援をしていただきたいということを要請させていただきたいと思います。

質疑を終わります。

以上で、中山間振興・交通部を終わります。

#### 《観光振興部》

◎**依光委員長** 次に、観光振興部について行います。

最初に、部長の総括説明を求めます。なお、部長に対する質疑は、各課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎**伊藤観光振興部長** 観光振興部の伊藤です。

それでは、議案について説明します。②の議案説明書の90ページをお開きください。

観光振興部の補正予算の総括表です。観光振興部では、総括表の補正額、計の欄にあるように1,444万8,000円の増額補正をお願いしています。このうち、国際観光課、地域観光課、おもてなし課においては、人件費の補正をお願いしております、これについて私から一括して説明します。

人件費補正の主な理由としては、今議会に上程しています職員の給与に関する条例改正案に係る給料月額及び勤勉手当の改定を反映させて計上したことによるもののほか、人員の増減、職員の新陳代謝、共済費負担率の変更等によるものです。なお、地域観光課の財源内訳の特定財源の欄、負担金の減額は、平成28年12月時点の人員によって人件費を積算していますことから、平成28年度をもって高幡広域市町村圏事務組合への職員の派遣期間が満了したことに伴い、同組合からの負担金収入が減になったことによるものです。また、人件費補正に加えて、おもてなし課においては、本年9月に本県に上陸した台風18号により、破損した広域観光案内板の修繕工事に係る経費をお願いしているものです。

94ページをお開きください。繰越明許費の追加として、地域観光において、観光拠点等整備事業費補助金による北川村温泉のリニューアル事業への支援に係る予算5,000万円の繰り越しをお願いしています。また、その下の足摺海洋館造成工事等整備事業費について、債務負担行為の追加、9,282万4,000円をお願いしています。

97ページをお願いします。おもてなし課の債務負担行為の追加として、表にあるように、客船受入等業務委託料、通訳コールセンター運営委託料、携帯用無線LAN機器賃借料をそれぞれお願いしています。

詳細は、各担当課長から御説明します。

私からは以上です。

◎依光委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

#### 〈地域観光課〉

◎依光委員長 まず、地域観光課の説明を求めます。

◎澤田地域観光課長 地域観光課の澤田です。

当課が所管します12月補正について御説明します。資料②の議案説明書の94ページをお願いします。先ほど部長から御説明した部分と重複しますが、繰越予算として、5,000万円を計上しています。観光拠点等整備事業費補助金により支援する北川村温泉のリニューアル事業について、地域住民の利便性に配慮した合併処理浄化槽の新設工事に伴い、農地転用手续などに日数を要することになりましたので年度内の事業完了が難しくなり、本日の新聞報道にもございましたように6月開業予定となっています。

次に、同じページの下段になります債務負担行為について御説明します。平成29年度から平成30年度の債務負担行為として、足摺海洋館の整備事業費9,282万4,000円を計上しています。

詳しい内容は、お配りしています議案参考資料で説明します。議案参考資料で青のインデックス、観光振興部の赤のインデックス、地域観光課のA3の横の資料になります。資料のパス図は、新足摺海洋館の完成予定図になっており、右側の建物が新足摺海洋館で、左側に隣接して環境省のビジターセンターがあり、目の前には竜串湾が広がっているという状況です。新足摺海洋館の施設整備の概要は、基本方針として、自然保護、教育・環境教育、調査研究、レクリエーションという水族館本来の機能を有しました上で、展示と目の前の自然環境やアクティビティーが連動する日本初と言える特徴ある水族館を目指しているところです。

新海洋館の特徴としては、ローマ数字のⅠにあるように、目の前に広がる竜串湾や地域の自然と連動する一体感ある展示の実現。Ⅱ隣接する環境省のビジターセンターと連携し、展示から本物の自然を体感できる竜串湾やその周辺に誘導。Ⅲ地域の自然・体験、食、歴史を周遊させるクラスターの拠点という3つの役割を担うことです。

施設の規模としては、地上2階建て、本館の建築面積は現在の986平米から2,164平米に、延べ床面積は、現在の2,435平米から3,400平米に、展示水槽も現在の38基から70基に、展示数も現在の200種から300種に、駐車台数はピーク時を想定して現在の普通車53台から3倍の144台に拡充します。

これらにかかります総工事費は、約45億円となり、開館時期は2020年の東京オリンピック・パラリンピックを見据えて平成32年の夏前を予定しているところです。

これまでの経緯であります。現在の足摺海洋館は、昭和50年5月に開業して約40年が経過したこと、施設の老朽化が進んでいるとともに、2つ目の丸にありますように、多くの被害を出した東日本大震災を受けて、平成25年に実施した耐震調査の結果、現足摺海洋館は耐震性能を満たしていないことが判明したところです。

そのため、3つ目の丸、土佐清水市や地域の団体、有識者の方々が参画した外部委員会、足摺海洋館のあり方検討委員会の立ち上げを皮切りに、平成26年から平成29年までの3度にわたり委員会や会議で足摺海洋館のあり方などを検討してまいりました。

その結果、資料青文字で記載していますように、あり方検討委員会では、地域に海洋館が必要であること、4つ目の丸、基本計画検討委員会では、立地や用地取得の関係から現敷地内で建てかえを行うこと、展示の基本的な考え方や入館目標、また、施設規模の決定がなされて、現在、詳細な実施設計を策定しているところです。

資料の右上に整備スケジュールを記載しています。水族館という特殊性がありますので、本体工事に約20カ月程度の工期が必要と見込んでおきまして、平成32年夏前の開館から逆算しますと、本年度中に造成工事と給排水設備等のつけかえ工事に着手する必要がありますので、補正予算案として9,282万4,000円の債務負担行為を今議会をお願いしているところです。

具体的な工事の内容は、スケジュールの下のボックスに青い文字で記載した①造成工事と、②給排水設備等つけかえ工事です。資料に上下2つの図面をつけていますが、上が現状図になりまして、赤が給水、青が排水をあらわしておりまして、破線が現在のルートです。下の図は、つけかえ後の図面になりますが、赤の斜線部分に新足摺海洋館が建つ予定になっていますので、上下2つの図面を比べていただきますと、ちょうど新館予定地の下を現在の給排水管が通っていることになります。そのため、②のつけかえ工事は、上の図の実線のように、現在の給排水管を海側につけかえるものです。また、肌色の着色部分は、新館を建設するため、①の造成工事も行います。

資料2ページをお開きください。左側上のグレーの帯にありますように、新海洋館では竜串湾や地域の自然と連動する一体感ある展示を実現してまいります。展示はすぐ下のボックスにありますように、温暖な気候が育む足摺の原生林や川、川から豊富な栄養素がもたらされる竜串湾、黒潮ぶつかる深海という一連のストーリーで竜串・足摺エリアの自然を再現します。

資料には平面図をまた2つつけておりまして、下が1階の平面図、上が2階の平面図になっています。下の1階の平面図から御紹介しますと、右側の入り口からエントランスを抜けていただき、①の足摺の原生林や、唐人駄場の巨石を模した展示をごらんいただいた後に、黒の破線で書いていますが、ここにあるエスカレーターで1階から2階に吹き抜けの原生林を眺めながら、2階フロアに上がっていただくことになります。

上の2階の平面図、右側の黒の破線で囲んだ部分のエスカレーターから今度は順路を左にとっていただき、溪流、里山、河口の順に足摺の河川に生息する魚類を展示して、かつて生存が確認されていたニホンカワウソの亜種であるコツメカワウソを展示します。ここでは小窓からカワウソに手渡しで餌やり体験ができるように楽しんでいただきたいと思いますとおるところです。ここからさらに順路は左に進み、海の展示へと向かう②のプロローグでは海洋館の前にあります桜浜にやってくるウミガメや生きたサンゴの展示、さらに左に向かいますと、③竜串湾ゾーンでは、新館の最大500トンの水槽の上部になりますが、大型の窓から見える竜串湾の風景が重なる目線に展示を行って、パノラマの展望も楽しんでいただきたいと思いますと思っています。ここには奇岩、化石漣痕を模したタッチングプールも整備しますので、子供に小魚やヒトデにも触れて楽しんでいただけると考えています。

順路は再び竜串湾を見ながら階段で1階において、下の1階平面図の左側、赤の破線部分に出て、③の竜串湾ゾーンでは500トンの大水槽、容積としては、イメージとしてこの委員会室より少し大きな水槽になるんですが、シコロサンゴや色とりどりの魚が群遊する竜串湾を再現します。ここには、子供からお年寄りまでゆっくり座って魚が泳ぐ姿をごらんいただけるようにソファも用意します。さらに、順路を右に進むと⑤外洋ゾーンがあり、清水サバや、カツオが群れをつくって泳ぐ外洋水槽にたどり着きます。図面には、括

弧でオーバーハングと記載していますが、この水槽自体が逆L字型になっており、約7メートルの水中トンネルをくぐっていただく。途中上を見上げますと、魚を下から見上げることができる仕組みをとっています。その上の⑥、ウミウシ・クラゲゾーンでは、竜串湾に生息する300種以上のウミウシをクラゲとともに幻想的に展示します。このウミウシは、いまだ生態の多くがわかっておりませんので、海洋館では展示と同時に生態の研究も行い、展示のノウハウの蓄積及び生態を一つ一つ明らかにしていくことで調査研究分野でも全国的に注目を集めたいと考えているところです。

最後に、順路は下へ向かい、⑦の深海ゾーンでは、土佐湾沖の深海にすむ美しい宝石サンゴやタカアシガニの展示もします。こうした展示とともにすぐ目の前に竜串湾があるという立地を生かし、観覧していただいた皆様に、竜串湾全体が一つの大きな水族館と感じいただくことが新足摺海洋館最大の売りですので、展示をごらんいただいた後に皆様に竜串湾へいざなって、本物の自然を見て波音を聞いて、海水や奇岩や魚に直接触れていただいて、また潮の香りも嗅いで海の恵みを味わおうといった五感で楽しんでいただく仕組みをつくりたいと考えているところです。

資料の右上には、先ほど御説明しました新足摺海洋館の①から⑦の展示を体感できる場所を竜串・足摺エリアの地図にプロットしたものです。右上にあります岬の唐人駄場は、館内1階のエントランスを抜けてすぐの①の原生林の展示と、地図の③、左側にありますが、竜串湾の奇岩ゾーンは館内2階の③奇岩タッチングプールと、館内の水槽を泳ぐ魚の様子は、地図の③海中展望でありましたり、グラスボートやダイビングといったアクティビティーと連動します。

このように、足摺・竜串エリアには館内の展示内容を目の前の本物の自然で体感していただけるシチュエーションがそろっていますので、右側に赤字で記載したように館内からフィールドへ誘導する仕組みをつくってまいります。具体的には館内に掲げる点字サインで魚類等の解説に加えて、展示内容を体感できる足摺・竜串エリアのビューポイントや、アクティビティー等の紹介も表示して、館内の1階出口付近にはコンシェルジュデスクを設置しますので、さらにここで詳しい解説や情報提供、アクティビティーへの予約受付サービスも行うことで、来館者の方を目の前の自然へと誘導し、自然を存分に楽しんでいただきたいと思っています。

また、海洋館の飼育員は水族等の知見がありますので、来館された方の皆様と一緒に目の前の海に出かけていただいて、飼育員ならではの知識を交えたガイドも行いながらフィールドワークも楽しんでいただきたいと思います。さらには、観光客の皆様はこのエリアの自然をより満喫していただけるようにアクティビティー等の共通チケットや割引クーポンなどの企画も行いまして、エリア内の周遊を促進してまいります。

こうした新足摺海洋館を核にした仕組みを整えることとあわせて、多くの方に来館して

いただくにはやはりプロモーションが重要ですので、足摺海洋館みずからが積極的な情報発信やセールス活動を行うことはもちろん、ポスト維新博事業との連動や、これまでさまざまなアドバイスをいただいていた大阪海遊館の御協力も得て効果的なプロモーションを展開してまいります。

最後に、新足摺海洋館の整備による経済波及効果です。新足摺海洋館の入館目標は、開館から6年後の安定期に11万人と設定しており、この目標数値は、基本計画検討委員会において検討した、足摺海洋館から車で2時間以内の人口であったり、同規模水族館の入館数から推計した入り込み数10万人に加え、先ほど御説明した新海洋館が核となったエリア内の周遊促進により1万人を上乗せした11万人です。この11万人のうち、県外からの入館者数を実績に基づいて案分しますと、経済波及効果はこれによって試算した結果、年間12億円。それから、全ての入館者数では16億円になると見込んでいるところです。そのため、開館後3年間で先ほど申し上げた投資額にほぼ見合う経済効果が得られるだろうと考えているところです。11万人という数字は、現在の年間入館者数の2倍強に当たるものですので、この目標を達成し、経済波及効果がしっかりと得られるよう、年内には国、土佐清水市、地元の民間事業者の皆様と周遊促進の協議を始めまして、新足摺海洋館の開館を待つことなく、協議が整ったものから順次実行してまいりたいと考えているところです。

以上で、説明を終わります。

◎**依光委員長** 質疑を行います。

◎**武石委員** 大変楽しみにしています。もくろみどおり、試算どおり、あるいはそれ以上に効果が上がってほしいと思うんですけど、これまでも随分この館をどうするかということについては議論もしてきたり、所管の委員会でも出先調査でいろいろ質疑もしたりしてやってきたんですけど、その中で、運営している運営体は、文化施設を運営してやってるとまでは言わんけど、何か文化施設を運営してるみたいな意識で余り観光面への波及効果とかいうのがない時代もこれまでもあった。それを議会も指摘してきた部分もあったんですけど、結局、老朽化、耐震化をということでこの結論になったわけなので、冒頭申したようにこれは成功してもらいたいんですけど。気になるのは、建物をよくしたからそれでお客が来るだろうみたいなことではいかんと思うんですけどね、課長が最後におっしゃったプロモーションをどうしていくかということなんです。これは海遊館の協力とかそれもいいんですけど、みずからの企画力とか発信力、やる気がないと受け身になってしまったらいかんと思うんですけどね。その辺をもう一回これも確認ですけどね。館の運営体みずからがそれをやるという姿勢を絶対持ってもらいたいと思うんですけどね。このことについての御所見を聞きたいです。

◎**澤田地域観光課長** 御指摘いただいたとおり、やはり館みずからプロモーションをしっかりとやっていくというのが重要ですので、新しく社長も就任して、みずからプロモーシ

ンを展開するというところで、陣頭指揮をとりながら営業も力を入れているところです。経営についても、新たに経営診断も入れて経営改善に努めておるところです。今回ホームページの改訂なんかもするところですが、ぜひ我々も助言も指導もしながら館みずから一生懸命、力を入れてプロモーションをかけていきたいと考えているところです。

◎武石委員　ぜひそれで。それともう一つは、この館だけを見ることなく、あのエリアの一つの施設ですからね。それを有機的な、俯瞰をした感じで館のあり方を検証していくと、運営していくシステムが欲しいと思うんですけど、そのことについて県としてどうかかわっていくのか、あるいは市をどう巻き込んでいくのか。それを最後に聞かせてください。

◎澤田地域観光課長　新足摺海洋館、今の足摺海洋館もそうですが、まずは竜串・足摺エリアの核となるのがこの海洋館と考えていますので、この海洋館からそれぞれ地域の、先ほど御説明しましたがアクティビティー等へつなげていく、まさに有機的な取り組みとしては、周遊のチケットとかあるいはクーポン券などで結びつけていくと同時に、あとは、ソフト面になりますが情報発信もしながらつないでいくという取り組みもしていきたいと思っています。したがって、それを具体的に実現するために、12月には、土佐清水市やビジターセンターの環境省、それから、地元の観光協会にも入っていただいて、そういった周遊エリアでこういった具体的な取り組みができるかということ、早急に具体策を詰めていきたいと考えているところです。

◎浜田（英）委員　北川村温泉の工事遅延の件ですが、ただいまお伺いした話では本体工事には遅延の原因ではないけども、合併処理浄化槽の工事で何か当初と予定が狂ったんですかね。

◎澤田地域観光課長　今回、北川村温泉はリニューアルするわけなんですけど、当初予定では、既存の合併処理浄化槽を使う予定でした。ところが、全面的な改築になるということで、使えないという土木事務所の判断があり、そうすると新設することになるので、北川村温泉だけでなく周囲の住民の方にも使っていただくということで新設の合併処理場を設けることになります。その処理場を設ける土地がちょうど農用区域にかかっており、農用区域から外すと同時に農地転用の作業がかかってまいりますので、そういった面で少し時間的がかかってしまうという結果になった次第です。

◎浜田（英）委員　ということは、北川村温泉の処理施設を利用して周囲の集落排水までやってしまうということですか。

◎澤田地域観光課長　おっしゃるとおりです。

◎浜田（英）委員　そういう手法は別に構わんですが、どうかなと思ったんですが、別に問題ない。

◎澤田地域観光課長　この設備施設の設置に関しては、土木事務所等の手続も経っていますので問題ないのではなかろうかと認識しています。

◎浜田（英）委員　じゃあ周囲の集落の住民からも負担金を取るわけですね。

◎澤田地域観光課長　その負担金の関係は私自身が承知しておりません。

◎浜田（英）委員　いいです。

◎池脇委員　足摺海洋館。ある意味で本当に時流に乗った改築になったなど。観光という視点がなければここまでの整備ができなかったと思いますね。その意味では非常に時流に乗って。だからこういう時流がなかったら多分廃館になってた施設だと思いますね。だからさらに、課長の御説明は大変上手な説明ですばらしいものができるなとイメージが非常に膨らみました。しかし、あくまでもこれはハード面の整備ですから、これだけのすばらしい整備をしていく。次の課題が経営・運営になろうと思いますね。現状の古い水族館の運営費ではとてもじゃないけど無理で、相当運営費がかかると思います。経営の中でどこにお金をかけるかということで、今の水族館のお金のかけ方と違うところに重点的にお金をかけるということにもなってくると思います。そこで、ハード面の整備と同時に、できましたからやってくださいじゃだめで、今からどういう経営をするのか。どういう運営をしていくのか。それに対してどれだけの運営費が必要なのかということのシミュレーションも当然やっておられると思いますので、そのあたりを御説明いただければと思います。

◎澤田地域観光課長　御指摘のとおり、やはり運営面が非常に大事だと考えてまして、今、現館は、館長含め10名体制で取り組みをしているところです。どういうところに力を入れていくかといいますと、飼育の面で専門性も必要になってまいりますので飼育の部分を人的に充実すると同時に、今までのお話にありましてとおり、営業というところも大事になってまいりますので、営業を統括できる方についても今後雇用を計画しているところです。今現在の管理委託料は大体5,700万円ほどを出していますが、次年度以降は、大体2,000万円ぐらい多い試算で7,500万円ぐらいの予算をお願いしてまいりたい。今現在のこれはあくまでも試算ですが、それぐらいの金額を見込んでいますところでは。

◎池脇委員　新しくできての運営費が7,500万円の想定ですか。

◎澤田地域観光課長　そうです。

◎池脇委員　経費としては少ないように思いますね。通常これだけの規模の事業をやろうとすれば、これは1億円を超えんと本当にいい経営ができないと思いますよ。どうですか。7,500万円ぐらいで本当にやれますか。

◎澤田地域観光課長　先ほどの経費は、収入分を差し引いた後の金額になっており、支出としては9,000万円を見込んでいます。ただ、新館が開館しますと、人員も充実してまいりますので、1億円を超えてくる金額を今試算しているところです。

◎池脇委員　僕が聞いているのは新館というやつですよ。これは全部整備されて、それで今の館の運営のあり方とは抜本的に魚も違ってきますから、魚の購入費だって違います。値段も違いますよね。そういう意味で、11万人の入場者を目指すためには抜本的な経営の仕

方が違ってきますから、何に重点を置くか、何に金をかけるかということになってくると思うので、どれぐらいの運営費を見積もってますかという話なんです。

◎伊藤観光振興部長 重点といいましたら、先ほど課長が言いました飼育にもしっかり力を入れてきますけども、営業とプロモーション、加えましてクラスターの中核として周辺と連携しながら相互に誘導するということもしっかり先に仕事として担ってもらわんといきませんので、やはりそういったところに力を入れた人員配置にしていきたいと思っています。オープンしてからは、大体平均的な同規模の水族館との人数とかから算出してますけど、今のところ1億二、三千万円ぐらいの費用を見込んでいます。ここはもう中の具体的な業務、それから人員体制等含めて精査をしていく必要がありますけど、今のところ大体それぐらいの費用が要るんじゃないかと考えています。

◎池脇委員 非常に重要なことで、特に規模が違いますから、水の使用量、それから魚の購入量、それから当然人件費、それから、施設が広がりましたから植栽の整備費とか、こういうことを踏まえると相当継続的な整備が基本的に必要ですね。その上に新しい館ですから、多分いろんな企画を年に何回かやっていかないとお客呼べませんね。

それと企画費をどれぐらい見積もるか。どのレベルの企画をやるかということもなりますね。ですから、そういうことを想定して、今からしっかり館ができるまでにそのあたりの下ごしらえをしっかりとやっていただいて、その予算をしっかりと継続してつけていかないと理想的な館の運営ができないし、11万人の入場者も難しいと思いますので、非常に期待が高まってきていますのでぜひそういうふうに。多分委託する、経営をしてくれる対象の方もまだ決まってないんでしょうが、そういう方たちも同じ経営感覚を持っていただかなくちゃいけませんね。委託するときにはこうですよと、ただ引き継ぐみたいな形で言ったら、感覚的にそういうものをお持ちでなかったらなかなか運営できませんので、そういうことも踏まえた形で準備をしっかりとさせていただきたいと思います。決意のほどを。

◎澤田地域観光課長 私も一生懸命フォローできる場所、一緒にまた協力して企画なんかのアイデアも出していきたく思いますので、ぜひともこの11万人という入館者は達成してまいりたいという決意で頑張ってます。

◎橋本委員 本当に地元の皆さんは期待をしている取り組みです。私一つ心配をするのがコンセプトとしては非常にいいんですが、既存のアクティビティ。それをやっている業者の状況は非常に厳しい環境にあると私も聞いていたので、グラスボートであったりとか、ダイビング業者であったりとか、それから釣り船であったりとか、この施設ができることによって、ある一定のインパクトは加わるんでしょうが、しっかりと既存のアクティビティ業者の皆さんとかちっと連携をとらなければ、知事も言ってる「既存のアクティビティだ、前だ、海だ、そこに行くんだ、行かすんだ」といってもなかなかそういう状況ではない。

もう1つ考えれば、グラスボートの場合は、旧の竜串地域のメーンのところから出ているグラスボートもあるし、それから向こうの新しく竜串観光開発公社がやっているとところもある。

それからもう1つは、足摺海底館との連動性の問題も多分あるんだろうと思っていました、確かにこの足摺海洋館そのものに対してのイメージはすごく膨らむんですが、ただ本当にやるんだったらしっかりと既存のそういう皆さんとの話というのは、私は大事だと思っています。だからどこまで県が既存のアクティビティーに対して支援ができるのかやっていたいけるのか。もう1つは竜串だけではなくて、足摺岬にどうなんだということも含めた物語を考えていく。それから、足摺岬だけじゃないですよ。土佐清水だけじゃなくて、大月町どうなんだ、宿毛どうなんだというところも考えていくことが私は大事なのかなと思います。本当にそういう地元の皆さんの話を聞くと、非常に厳しい環境があるんだろうと思います。その辺はどう考えてるんでしょうかね。私聞くたびに思うんです。既存のアクティビティーにいざなうためにこれやるんだという言い方を皆さんするわけですよ。でも既存のアクティビティー、じゃあどうなってんだというところまでわかってるのかなという思いは自分の中で強くありますので、その辺どうでしょう。

**◎澤田地域観光課長** 冒頭で説明したように、この年内に先ほど委員からお話がありました2つのグラスボートの業者にも集まっていたいただいてお話を待つ機会を設けようと思っています。今現在、大体グラスボートは年間で1事業者当たり4,000人ぐらいの御利用はあるようですが、まだまだ御指摘のように厳しい側面があると思いますので、直接今回の年内の打ち合わせに私も出向いてお話もしっかりと受けとめて聞いていきたいと考えると同時に、また今後、ポスト維新博事業の中でも自然に着目した取り組みもありますので、そういったところでも御支援できる部分についてはしてまいりたいと考えているところで

**◎橋本委員** 先ほど既存のグラスボートの話が出ましたが、あそこのグラスボートのあるところは旧のメーンの観光地だったんですね。それが、足摺海底館ができ足摺海洋館ができ、それから多分スノーピーク監修のキャンプ場もできたり、ビジターセンターが、西に行ってしまった。そういう状況の中で、旧のメーンの観光地であったところとどう連動させるんだというところが非常に大きな問題になっているところが1つあります。それは何でかという動線です。そことどう結ぶんだという考え方があって、いちいち国道まで行ってこうやって回っているとそんなばかげた話はないもので、しっかりとその辺の整理もしていかなければならない。多分、環境共生課の話になってくるんだろうと思いますけども、その辺はしっかりと対応していただければありがたいと思います。

**◎澤田地域観光課長** もちろん先ほど言いましたとおり、ソフト面での連携とあわせて、ハード面で遊歩道の整備という話も出てまいりますので、環境共生課と連携することはも

ちろん、また環境省にも我々政策提言にも一緒に出かけていますので、そういったところで何とかその整備が進むように、一步でも二歩でも進むように努力をしまっている決意です。

◎**金岡委員** 私、四国の真ん中におるもので、非常に遠く感じるんですが、そのアクセスをどうされるのか。また新たな考えがあるのかどうかをお聞かせ願いたいと思います。

◎**澤田地域観光課長** 少し古いデータになりますが、足摺海洋館に訪れた方にアンケート調査も実施しています。アンケート調査の結果でいいますと、やはり車を利用して来られる方がかなり多いというところですので、一つはそういった車でのアクセスもありますし、あと、二次交通の整備として、しまんと・あしずり号というバス、二次交通の確保もしていますので、そういった二次交通の利用もしてアクセスしていただきたいと考えているところです。

◎**金岡委員** なぜこういうこと言うかという、土佐清水へ行くのに車で走っても私のところから3時間かかります。車で走っても同様です。それだけ時間をかけると大阪まで行ってしまふんですね。北へ行きますと米子まで行きます。四国はほぼ全域。ですから、やはりそのところをきちっとやらないと。海遊館のお世話にもなるということ書いてますけども、海遊館自体がライバルになるわけですね。ですからそこら辺もきちっとそのアクセスをやっていかないと。ともすれば、魅力を感じるころができれば即座にお客さんをとられてしまうということになりかねないので、そのところもしっかりと考えていかないかんのではないかと思いますけど、しまんと・あしずり号というバスだけじゃなくて、どうやったらいいのかももう1つ知恵を出さないかんのではないかと思いますけど、いかがでしょう。

◎**澤田地域観光課長** 今後、開館に向けて、先ほどのアクセスの方法についてもさらに検討を深めてまいりたいと思いますし、またほかの館に負けないプロモーションも実施してソフト面でもしっかり対応していくことによって皆さんに来ていただく館にしていきたいと考えています。

◎**依光委員長** 質疑を終わります。

ここで昼食のため休憩といたしたいと思います。再開は1時20分としたいと思います。

(昼食のため休憩 12時19分～13時18分)

◎**依光委員長** 休憩前に引き続き委員会を再開します。

◎**米田委員** 一言だけ、北川村温泉の合併処理浄化槽の問題で、土木部がやりゆうみたいな話なので詳しく資料も出していただいて、僕は農業集落排水かと思ったけどそうじゃないみたいなので、そこら辺。土木部やるきというて知らんということじゃなくて。

◎**依光委員長** そうですね。じゃあ後ほど資料を提出してください。

## 〈おもてなし課〉

◎依光委員長 次に、おもてなし課の説明を求めます。

◎田村おもてなし課長 おもてなし課の田村です。

それでは、おもてなし課の12月補正予算のうち、人件費を除く補正予算案について、御説明します。資料ナンバー②の議案説明書の95ページをお開きください。まず、歳入について、表の中ほど(2)おもてなし基盤整備事業債、400万円は後ほど歳出で御説明します。広域観光案内板修繕工事請負費に充当する地域活性化事業債です。

続いて、歳出について御説明します。96ページ、おもてなし課がお願いしています補正予算は、右端の説明欄の広域観光案内板修繕工事請負費と、次の97ページの債務負担行為の追加の3件です。

詳細は、観光振興部、議案参考資料のおもてなし課の3ページで御説明します。まず、補正予算でお願いしています広域観光案内板修繕工事請負費は、本年9月に発生した台風18号の被害で倒壊した香南市夜須町のサイクリングターミナル前の広域観光案内板の修繕に要する経費です。

次に、債務負担でお願いしています3件の項目について御説明します。

まず、資料下段の左側、債務負担行為の客船受入等業務委託料は、平成30年度の最初の外国クルーズ客船の寄港が4月5日に予定されているため、今年度中に委託先の入札契約を行い、準備を始めるためのものです。客船の受け入れ業務は、中心市街地での対応は観光振興部で所管してまして、高知県観光コンベンション協会や高知市、そして商店街の皆様方などと連携して取り組んでいます。なお、岸壁での受け入れ業務は後ほど土木部より御説明します。外国クルーズ客船の寄港は、昨年度の24回から今年度は9月末時点で仮予約も含めて41回と約1.7倍に増加しており、来年度はさらに仮予約も含めると62回に大幅に増加する予定です。

委託する業務内容は、まず1つ目は、市街地の受け入れ業務で、外国クルーズ客船の全寄港数の62回を予定しています。岸壁とはりまや橋観光バスターミナルの間を往復するシャトルバスなどを利用して、中心市街地などで自由に観光や買い物を楽しまれる方などを対象に臨時観光案内所をバスターミナル等、中心商店街に設置して、通訳スタッフによる観光案内やマップなどの配布、無料Wi-Fiの提供、アンケートによる満足度調査実施などの業務を行うものです。

2つ目の市街地における駐車場対策業務は、中国や台湾発着のクルーズなどを対象に42回を予定しています。主に高知城公園の駐車場を利用するツアーバスの受け入れに当たって安全対策として警備員や通訳スタッフの配置などを行うもので、この2つを一括して民間事業者へ委託して実施することで、乗船客へのおもてなしと安全で円滑な受け入れ体制の充実を図ることとしています。

次に、資料の右側、上段の通訳コールセンター運営委託料は、高知県内の観光案内所、観光施設、宿泊施設などを対象に外国人観光客との円滑なコミュニケーションを支援するための 24 時間対応の多言語通訳コールセンターサービスを民間に委託して実施するものです。

次に、資料の右側、下段の携帯用無線 LAN 機器賃借料は、県内の主要な外国人観光案内所などにおいて、屋外や移動中の利用が可能なモバイル Wi-Fi ルーターの無料の貸し出しを行い、外国人観光客のインターネットを利用する際の通信環境の改善を図ってまいります。通訳コールセンター運営委託料及び携帯用無線 LAN 機器賃借料ともに債務負担行為として行っていますのは、平成 30 年 4 月 1 日から業務をスタートするに当たり、今年度中に委託先の入札及び契約を行い準備を始めるためです。

説明は以上です。

◎依光委員長 質疑を行います。

◎橋本委員 ルーターの貸し出しですが、主な外国人観光案内所は県内にどれぐらいあるんですか。何か所で貸し出すんですか。

◎田村おもてなし課長 今、県内に外国人観光案内所は 10 カ所ありまして、Wi-Fi ルーターを貸し出しをしている案内所は、高知県「i」案内所と安芸観光情報センター、高知空港総合案内所、四万十市観光案内所の 4 カ所です。

◎橋本委員 その 4 カ所で継続して貸し出すということになるんですか。

◎田村おもてなし課長 今、香美市いんふおめーしょんと四万十町の観光案内所でも Wi-Fi ルーターの貸し出しをできるように準備中です。

◎橋本委員 10 カ所、外国人対応できる案内所があるという話がありましたので、よかったら 10 カ所に無料 Wi-Fi ルーターの貸し出しを置いてあげたらいいんじゃないかなと思うんですが、何か置かないわけでもあるんですかね。

◎田村おもてなし課長 それぞれの案内所に御相談して、対応していただける場所を選んでやっています。需要とか、外国人の立ち寄りの件数とかを見ながら徐々にふやしていきたいと考えています。

◎米田委員 債務負担で、客船受入等業務委託料のところですけど、委託先、県内業者と書いてますが、今まで平成 27 年、平成 28 年はどこの業者がやりましたか。平成 29 年も。

◎田村おもてなし課長 昨年度は高知広告センターで、平成 29 年度は株式会社日本旅行で受託をしていただいています。

◎米田委員 それで、この仕事もなかなか大変よね。受け入れとそれとあわせてさらなる外国クルーズ船の誘致ということになると、県内の業者にやってもらいたいんですけどやれるのかなという不安と、どうやって誘致という作業というか。普通どんなふうにするんですかね。

◎田村おもてなし課長 かなり件数が多いものですから、頻繁に打ち合わせとか、日程調整、作業調整をしています。県内に事業所のある事業者を公募して入札契約をしています。

◎米田委員 それで来たときの受け入れ体制の整備が1つと、もう1つは、さらに外国クルーズ船を誘致しなさいということよね。それどんなふうに県内の人なり事業者やるんかなと思って。

◎伊藤観光振興部長 基本的に外国クルーズ客船の誘致は土木部の港湾振興課でクルーズ船会社を訪問したりしてやっています。ここで書いている誘致は、おもてなしをしっかりとすることで高知に来ると、そのときシャトルバスであったり、町なかでの案内があるということで、基盤をちゃんと整備する中で船会社が高知に行こうということにつながっていく。これほどシャトルバスを出して市街地で案内をしてというところが余り日本ではございません。高知としては踏み込んだおもてなしをやっていますので、そういったところが評価されてクルーズ船に来ていただいていると。そういう受け入れ側での誘致、こういうことをやったことで誘致につなげていこうという取り組みです。

◎米田委員 わかりました。実際の客船の誘致そのものは土木サイドでやりゆうということやね。それと、隻数、クルーズ船がふえてますけど、経済効果は結果は前も言うたんですかね。泊まりませんよね。宿泊なしであちこち行かれるわけですけど、それなりの経済効果があると、数量的にももし計算しちよれば教えてもらいたい。

◎田村おもてなし課長 昨年度調査して、土木部港湾振興課が発表しています観光消費額では、1人当たり1万4,000円という試算が出てまして、外国客船の乗船客の数値を掛けますと現時点で約10億円となります。

◎依光委員長 質疑を終わります。

#### 《報告事項》

◎依光委員長 続いて、観光振興部から、1件の報告を行いたい旨の申し出があつていしますので、これを受けることにします。

#### 〈観光政策課〉

◎依光委員長 「ポスト幕末維新博」事業について、観光政策課の説明を求めます。

◎三浦観光政策課長 観光政策課長の三浦です。

産業振興土木委員会（報告事項資料）において、青色のインデックスで観光振興部と記載されているところで、さらに赤色のインデックスで観光政策課A3横の資料をお願いします。

それでは、「志国高知 幕末維新博」終了後の観光振興策、いわゆる「ポスト維新博」について御説明します。

初めに、左上のこれまでの高知県の観光キャンペーン等の欄をお願いします。こちらのグラフそのものは、県外観光客の入り込み数の推移をあらわしたのですが、グラフの中

ほどにあります平成 22 年の「土佐・龍馬であい博」から右に向けて平成 23 年の「志国高知 龍馬ふるさと博」に続き、平成 24 年度からは「リョーマの休日キャンペーン」を展開していく中で、特に平成 26 年度からは食の磨き上げに取り組んできたところです。

その後については、グラフの右側にありますように、平成 29 年と平成 30 年が大政奉還と明治維新から 150 年という全国的にも節目の年を迎えることに加えまして、ことしの 3 月 4 日には高知城歴史博物館がオープンし、来年の 4 月 21 日には県立坂本龍馬記念館がグランドオープンすることもありまして、現在、「志国高知 幕末維新博」を開催し、多くのお客様に訪れていただいているところです。

続いて、右側の博覧会の閉幕となる平成 31 年以降について見てみますと、平成 31 年には 2019 ラグビーワールドカップが開催されますし、翌年の平成 32 年には、オリンピック・パラリンピック東京大会の開催が予定されていることから、全国的にもスポーツやアウトドア志向が高まってくることが予想されているところです。こうしたことに加えて、県内においては後に御説明しますが、アウトドア関連施設の整備も進んでいるところです。

次に、資料中央の丸の中に記載していますように、高知県における観光の強みは、これまでの観光動態調査における本県への観光客の旅行目的の結果においても、全体の 2 割程度を占める食と 3 割程度を占める歴史、2 割程度を占める自然、これら 3 つの観光資源だと考えていますし、特に、食については強みでもありますが、歴史や自然観光と密接にかかわる観光の基盤でもあると捉えているところです。また、こうした本県における強みを最大限に生かしていくためには、先ほど資料の上段で御説明しました、その時々々の流行をつかみながら展開していくことが重要だと考えているところです。

このため、下側の枠囲みにあります食については、枠内の左側にあるように、大手旅行会社による宿泊旅行調査において、例年 1 位になったことの話題性とともにお勧めの店が知りたいといった観光客からのニーズに応えられるようにしていくため、平成 25 年度には食の県民総選挙を開催し、翌平成 26 年度からは「高知家の食卓」と銘打って枠内の右側にある民間初の食 1 グランプリや土佐の「おきゃく」とともに土佐の豊穰祭を核としながら、地域地域の食材を生かしたグルメをガイドブック等を活用して取り上げるなど、着地情報の発信の基盤を整えてきたところです。

続いて、左上の歴史については先ほど申しましたが、歴史が話題になることなど、そういったことを捉えて、全県域かつ県民で設立した推進協議会のもと、「志国高知 幕末維新博」を開催し、会場となる歴史文化施設、その会場を中心とした周辺の歴史資源の磨き上げや観光クラスターの形成、いわゆる周遊コースづくりなど、後々の歴史観光基盤づくりに取り組むとともに多くのお客様に来ていただけるよう、プロモーションにも力を入れて取り組んでいるところです。

続いて、右側の自然については、これまでも観光創生塾などを通じて、旅行商品化など

に取り組んできたところではありますが、今後は県内において浦ノ内湾を活用した海洋スポーツパークや土佐西南大規模公園の人工芝化といったスポーツ関連施設の整備が進むとともに、平成30年には越知町、平成31年には本山町と土佐清水市に全国的に著名なアウトドアメーカーが監修するキャンプ場も整備されてまいりますし、平成32年には県立足摺海洋館がオープンするなど、自然を生かした観光施設やスポーツ拠点が順次整備されることとなっています。こうしたことに加えて、先ほども申しましたが、平成31年以降は全国的にスポーツやアウトドア志向が高まることが予想されているところです。この県内外の情勢やこれまでの取り組みを踏まえ、平成31年以降については自然を前面に出した展開が最もふさわしいと考えているところです。

この点について、県内の観光関係者や県内外の有識者の皆様から御意見を伺ってまいったところですが、基本的に賛同との御意見をいただいているところでもあります。また、最下段に示していますように、観光を推進する上で何よりも重要なことは、観光の基盤を支えてくれています事業者や人材の育成だと考えているところです。

これらのことを踏まえて、右から3つ目の列にありますように、平成30年度からは自然体験型観光の基盤整備に順次取り組むとともに、一部企画の展開も実施してまいりたいと考えています。翌平成31年度からは、その時点では整えられています食と歴史の基盤もベースとしながら自然を前面に出して展開する全県的なキャンペーンに取り組んでまいりたいと考えているところです。

具体的な取り組みは今後検討していくこととなっていますが、自然を生かした磨き上げに当たり、一般的な例としてはなりません。定時、定量、定質、定価といった俗に言われる4定条件のほか、多言語化への対応とか、事業者みずからが情報発信するためのホームページの開設など、参加する事業者において一定水準のサービスを常に確保できるようにしていくことが必要になると考えています。また、サービスの提供をしていただく事業者や人材の育成は欠かせませんので、その育成に向けてもしっかりと取り組んでいかなければならないと考えているところです。さらに、国内初め、外国人観光客にも魅力あるものとしていくためには、全国レベルの専門家によるアドバイスや民間活力の積極的な導入も必要だと考えているところです。また、一般的な観光客目線で見るときに、磨き上げた自然景観や体験プログラムなどの情報が管理され、美しいビジュアルを活用してまとまって露出されているとか、SNSを活用するなどといった仕組みづくりや地域で消費が促される仕組みづくりも考えられます。こうした磨き上げ内容は引き続き有識者の皆様などから広く御意見もお伺いしながら、今後、具体策として明確に示していただけますように検討を進めてまいりますとともに、現在開催中の博覧会においては開催前年の1月には市町村等に集まっていただいて説明会を開催してきたといった例もありますので、できるだけ速やかに取り組みを進めてまいりたいと考えています。

最後に、資料右側から2列目において、ここではブラッシュアップと記載していますが、自然体験を中心とした来年度からの磨き上げと博覧会後の平成31年から全県的なキャンペーンを展開していくことで、右端の食・歴史・自然を生かした観光振興の推進につなげてまいりたいと考えているところです。

「ポスト維新博」の説明は以上です。

◎依光委員長 質疑を行います。

◎武石委員 報告内容については特に異存や異論はありません。これでやってもらいたいと思うんですけど、ただ、資料の出し方についてなんですけど、これ何年か前にも委員会で言ったことがあるんですけど、ポンチ絵だけで議会で説明する。これ見てわかりやすいメリットがあると思うんですけどね。ただ、いろいろ矢印があっち行ったりこっち行ったりしてるんですけど、そのじゃあ矢印の意味は何なのかとか、これ主観的な部分があって、何か執行部の思いを伝えるにはポンチ絵1枚で理解というのはどうなのか。かといって、時間かけて難しい資料つくれという意味じゃないんですけど、何かもうこの間にワンクッションあってもいいんじゃないかなという気がします。

◎伊藤観光振興部長 ただいま御指摘いただいたとおりだと思います。反省をしまして、そういったまとめといいますか、ペーパー物とあわせてこういったポンチ絵で紹介をするべきところでしたので、今後そういったところにしっかりと気をつけて改善をしていきたいと思います。

◎武石委員 役かけてやってくれという意味じゃなく考え方のことなんですよ。こんなものが要るとかそんなことやなく考え方として。知事レクとか入るときにこれだけで知事に話す。どうなんですか。

◎伊藤観光振興部長 これだけではなく、よりまとめたものがあって。

◎武石委員 そうでしょう。

◎伊藤観光振興部長 それでというポイントがあって、それをあと全体像としてあらわしたらというお話でポンチ絵が出てきますので、確かに御指摘いただいたようにこの絵だけでということについては私どもの準備不足があると思います。

◎武石委員 繰り返しになって申しわけないが、あくまでもこれは補足資料として使うにはわかりやすくていいと思うんですけど、何かこれ1枚だけでというのはどうかと思いましたので。

◎金岡委員 私はよくまとめていただいておりますと思って見てたんですが、その中でもその地域地域にもっと材料がありますので、地域に何がなにかという、それをまとめて結びつけるという力が今持ってないと思います。ですからその部分を事前のいわゆる「ポスト維新博」の手前にことし1年かけたら遅いんですか。もっと早くまとめられる人を、あるいは知恵をその地域に貸していただきたいと思いますがね。そうしないとなかなかまとま

って、きちっとそれを観光資源として、あるいはコースとして地域ではできないんじゃないかと思っておりますので、一つ考えていただきたいと思っております。

◎三浦観光政策課長 そういった御意見も踏まえながら取り組んでまいりたいと思っております。人や力はどうしても必要になってくると思っております。それで、支援のあり方についてはまた今後検討を進めてまいりたいと思っておりますので、支援のやり方について力というのもお金の部分もあり、県でどこまで支援するかというところもあると思っておりますので、そういったところも踏まえながら、また御意見もお伺いしながら検討してまいりたいと思っております。

◎金岡委員 ぜひよろしくお願ひしたいんですが、それぞれ端的に申し上げまして、嶺北地域には嶺北地域のでき上がるのを待つんじゃないかでもっと手前に入ってきていただければありがたいと思っておりますので、そこのところひとつ考えていただきたいと思っております。

◎橋本委員 少しお尋ねしたいんですが、磨き上げ、磨き上げと結構いろいろな形で使われてるんですが、気になったのは磨き上げた自然景観ってイメージとしてどんなイメージなんですか。

◎三浦観光政策課長 これは決まった話ではなく、これからの話になるので。1つの例として挙げますと、1つの景観地を眺めるときに一番美しい場所とかがあったりしたときにその場所をしっかりと示してあげるとか、そこに座ったりとかいうこともあるでしょうし、それと、体験型観光なんかだと、1つの事業者だけでは、個人だと大丈夫なんですがなかなか団体の受け入れができないとか、そういったグルーピングみたいな話も考えられると思っておりますので、磨き上げはそういったさまざまな視点があると考えておるところです。

◎橋本委員 土佐清水なんかは足摺宇和海国立公園ですので、その自然景観そのものについては非常に素晴らしいものがあるんだろうと思うんですが。先ほど課長の話だと、要は、そこにベンチを置いたり、角度を変えて見るところの御案内をしたりとか、そういうことをじゃあ具体的にどういう形で進めていくのか。公園内の動線ですね。それは環境共生課とのタイアップということが出てくるんだろうと思うんですが、公園内も非常に劣悪な環境になってまして、結局はなかなか特別区域なんかだと茂っても現実に切れないんですね。そうじゃないですか。何ぼきれいな、ここから見たらすごくきれいと思ってても、昔は見えたが今は見えない、どうしようもないという現状があって、じゃあどういうふうにしていくのかというのがイメージできなかったのが今お聞きをしました。環境省とそういう話をしっかりしながら、見ていいロケーションがあるというところに対しては、ある一定枝落としをしていただけるとかということを経が率先してやれるのかどうなのかということをお聞きをしたかったので。

◎三浦観光政策課長 なかなか観光で直接という話ではできない部分もあると思っておりますので、所管しているところとどうすればよくなるのか今後検討を。何を磨き上げるか、実際にプロモーションかけていく玉をどうするのかというところを議論する中で、それもまた関係

部署とも相談はしていきたいと思えます。ただ、法律上どうしてもできないというところはやむを得ないと思えますので、そういったところはほかの方法で見せるとか、別のビジュアルで見せるとかいう方法は考えられると思えますので、そういったことも検討できるんじゃないかと思っています。

◎橋本委員 ポスト維新博としての自然とか、景観とか、それからアクティビティーとか、スポーツ関係とか、それからそういうふうなものに今度移行していく中で、基本的にはイメージしやすい具体的な形である一定示していただければ非常にわかりやすいかなど。ただ、全てのくくりが磨き上げみたいな話になってくると、どんなことするのという形が出てきますので、そこはしっかり示していただければありがたいと思っています。

◎三浦観光政策課長 それについてはまた今後検討していく中でまたお示しさせていただきたいと考えています。

◎浜田（英）委員 北川村温泉の話がずっと出てますけど、北川村温泉は国道がトンネルで北川村温泉の裏を1キロメートル抜けますので、ほとんど車が北川村温泉の前を通らなくなります。ですから、国道の493号のトンネルへ入る手前で北川村温泉がここにありますよといざなう何か施設が要ると思えますがね。大きな看板とか。そんなことを一つ検討いただきたいということと、北川村温泉は今まで前に結構広いキャンプ場がございました。あれも平成26年災で全部キャンプ場もすっ飛んで、河川の中へ人工の河川プールもつくった。それももういかんなくなってますよね。だからそんなものを含めて整備のお願いは県には来てますか。

◎三浦観光政策課長 さっきの誘導についてはぜひやっていかなければいけないだろうというふうに考えてます。ただ、キャンプの整備については今、私の方ではまだ。

◎澤田地域観光課長 地域観光課です。

キャンプ場については今のところ具体的な御相談はあっておりませんが、もともと北川村温泉は今回のリニューアルのポイントがモネの庭とのタイアップということになっていきますので、モネの庭からの誘導もしっかり図っていける形で、そちらにもお客様をお連れしたいと考えておるところです。

◎浜田（英）委員 北川村温泉は前にキャンプ場があるということで大きな1つの誘客のポイントやったところもありますので、恐らくこれが完成したらまた要望が出てくると思えます。それも見越して考えていただきたい。

◎田中副委員長 これからいろんな準備というか構想も詳細に練られていくと思うんですけど、考え方として、今まで地域博覧会であったりとか、幕末維新博によって周遊観光とか、広域観光の仕組みもつくられてきたでしょうし、そういった土台の上に乗ってプラスアルファで自然の部分、アクティビティーが乗ってくるというんだったら非常にいいと思うんです。その中でやっぱり最終的には400万人、定常化して430万人、450万人と

目標立てられると思うんですけど、今出てきている絵だけでしたら、キャンプ場とかとなると、どうしてもイメージ的に夏とか暖かい時期はいいんだろうと思うんですけど、確かに今お話があるように北川村温泉とか施設もできてくるんでしょうけど、通年を通じたプランでいかないと、余りこれでこのアクティビティーが前へ出てきてしまうと冬が弱いかなど。もちろんスポーツツーリズムはキャンプ誘致なんかは冬が多くなるんでしょうけど、ほかのところを考えたときに冬の対策をどうしていくかなということもぜひ考えていただきたいと思いますが。

◎三浦観光政策課長 もちろん冬の対策が、すごく重要になってくると思います。特に、1月、2月というのは閑散期ということもあり、これまではアウトドアの拠点ということで整備をして、自然体験で売り出しましょうという中には、スポーツも含めて大会の誘致とか、新たなイベントということも仕掛けなければいけないと思っていますし、先ほど出てきた温泉ももちろんそうだと思います。それとともに、もともとつくり上げてきた食と歴史という基盤は後々に生かしていくための基盤づくりということをやっていますので、今回、磨き上げようとする自然についてはその上にまた乗っかるという考え方は変わっておりません。

◎田中副委員長 特に高知県ってよそであれば食・自然とか、歴史というものは多分地方どこでもうたって、プラスアルファ、前もお話ししたかもしれませんけど、宿泊関係のところ温泉とか4項目で大体うたってるんですよ。だから、そういった部分、高知県これからいろんなキャンプ場も含めて宿泊できる施設は整備されてると思うんですが、入り込みだけじゃなくて宿泊していただけるということにぜひ重点を置いていただきたいと思っています。

◎三浦観光政策課長 今のお言葉しっかり踏まえて取り組んでまいりたいと思います。

◎依光委員長 質疑を終わります。

以上で、観光振興部を終わります。

#### 《土木部》

◎依光委員長 次に、土木部について行います。

最初に、部長の総括説明を求めます。なお、部長に対する質疑は、各課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎福田土木部長 土木部長の福田です。

それでは、12月議会に提出しています土木部の議案について御説明します。お手元にお配りしてます参考資料の青いインデックス、土木部の1ページ目をお開きください。平成29年度12月補正予算における一般会計の総括表です。表の左から3列目、最下段に補正見込額として、最下段に総額として5億3,394万7,000円の増額補正をお願いするものです。

今回の補正予算の内容は主に3つあります。1つ目は、台風21号、22号の暴風や豪雨により県内各地で倒木や斜面崩壊などの被害が発生しました。これらの被害に対する災害対応として必要となる補正予算をお願いするものです。2つ目は、南海トラフ地震対策について、さまざまな地震対策のまきに入り口となる住宅の耐震化を加速するため、この件数は伸びてはいますが、市町村からの要望も踏まえ、9月議会に引き続き当初見込みを上回る要望の件数に対応する補正予算です。3つ目は、人件費の補正予算です。この人件費補正の主な理由としては、今議会に上程をしています職員給与に関する条例改正案に係る給料月額及び勤勉手当の改正を反映させて計上したことによるもののほか、人員の増減、職員の新陳代謝、共済費負担率の変更等によるものです。なお、この人件費について私から御説明したことで担当課長からの説明は省略します。

2ページ目をお開きください。性質別の予算説明資料となっています。

3ページ目から6ページ目までは、債務負担行為の追加をお願いをするものです。中身として、3ページ目、地方特定道路整備事業は、端境期対策として、来年の4月から6月ごろにかけて小規模な県単独工事を今年度内に発注をするものです。

4ページ目の池公園及び室戸体育館の管理委託料は、今年度末にこの指定管理の期間が満了となるため、平成30年度から5年間の管理委託に必要な額をお願いをするものです。

続いて5ページ目です。客船受入等業務委託料について。高知新港に今クルーズ客船が寄港した際の岸壁での受け入れ対応の業務を民間事業者に委託するためのもので、来年度の最初の寄港が4月当初に予定をされていることから債務負担をお願いをするものです。

6ページ目です。甲浦港海岸緑地公園管理運営委託料について、4ページと同様に今年度末をもって指定管理の期間が満了となることから、平成30年度から同じく5カ年の管理委託に必要な額をお願いするものです。

続いて7ページ目です。平成29年度の繰越明許費の説明資料です。上段の表をごらんください。今回追加をする繰越予定の件数は全部で112件、額にして60億6,189万9,000円です。既に9月に御承認いただいた繰り越しと合わせますと、トータルで212件、175億890万9,000円となっています。下段、左側にあります表は、工種別の件数と金額。その右側の表は繰り越しの理由別の内訳を記載をしています。今回追加するこの112件の工事は、工期を考慮しますと工事の完了が平成30年度になることが見込まれるため、この議会で繰り越しの議決をお願いをするものです。

以上が今回提案した補正予算の概要です。

次に、条例その他の議案ですが、高知県都市計画法施行条例の一部を改正する条例議案。また、高知県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案のほか、4件を提案しています。さらに報告事項ですが、高知県土地開発公社の存廃及び債務処理の方向性について。それから、和食ダム本体建設工事について。最後に、高知県耐震改修促進

計画第2期計画の公表について。合計3件について報告事項があります。それぞれの案件は、後ほど担当課長から御説明します。報告事項の最終ページ、赤いインデックスのついている審議会等のページですが、平成29年度の各種審議会等の審議経過等の一覧表です。

12月議会に提出した土木部の議案などの総括説明は以上です。

◎依光委員長 続いて所管課の説明を求めます。

#### 〈土木政策課〉

◎依光委員長 まず、土木政策課の説明を求めます。

◎杉村参事兼土木政策課長 土木政策課長の杉村です。

土木政策課からは、契約締結に関する議案1件を御説明します。③の条例その他議案の71ページをお開きください。第27号、県道窪川船戸線（岩土トンネル）防災・安全交付金工事請負契約の締結に関する議案です。この議案は、高岡郡津野町岩土地区において建設を予定しているトンネルの工事請負契約の締結に関するものです。先月8日に一般競争入札を行い、13億1,387万4,000円で、生田・上岡・山興特定建設工事共同企業体が落札しましたので、同企業体と契約を締結しようとするものです。完成期限は平成31年8月28日となっています。

工事の概要について御説明します。土木部参考資料の土木政策課のインデックスをお開きください。県道窪川船戸線は、地域の観光や産業を支えるとともに、災害時の緊急輸送道路としての役割を担う重要な路線であることから、全線にわたって2車線改良を進めているところです。当事業区間は県道の道幅が狭いことに加え、線形も悪く、異常気象時の事前通行規制区間にも指定されていることから、安全な通行を確保するため、早期の整備が望まれているところです。このため、現道の拡幅よりコスト面ですぐれるトンネルを新たに整備することで、緊急輸送道路としての機能の確保を初め、生活道路及び観光道路としての利便性の向上など大きな事業効果が期待できるということです。

第27号議案に関する説明は以上です。

◎依光委員長 質疑を行います。

◎武石委員 議案については異論はございません。そこで質問したいのは、本会議でも建設業界の担い手の育成と申しますか。環境づくりについての議論もあったかと記憶してありますが、その点についてお聞きしたいんですけど。土木部長を先頭に、県内の建設業協会の支部訪問をずっとやっていただいて、県内各地のいろんな建設業協会の支部の意見は十分聞いていただいと申すんですけども。その中で国も、働き方改革とか、こういう方針を打ち出してるわけなんですけど。そういった観点から、支部回りをされた部長として、どういった意見が出て、それに対してどういう方向性で県として取り組みをするお考えか、もうさわりの部分だけでいいので、この際お聞きしておきたいと。

◎福田土木部長 11月21日から29日にかけて、県内の建設業協会の支部との意見交換会

をさせていただいています。これ毎年この時期にやらせていただいておりますけども、今回、意見交換する前に必ず事前にアンケートをとって、入札契約制度だとか、働き方改革。その中でも週休2日制の導入等にかかわることについて意見を伺った上で、それを集計して、意見交換会に我々も参加させていただいておりますが、そのときのアンケート結果も中で報告をさせていただきましたし、また、こちらから、いわゆるICTの活用した工事、こういったものを今、県でも積極的に導入しようとしている話や働き方改革の国の動きについても御説明させていただきました。その中で今回特に感じたのは、週休2日制の導入、働き方改革についてのそれぞれの業界の思いというのが、全国の流れと必ずしもまだ一致していないのかなという点です。この週休2日制を導入するにも、日給月給の労働者の方の課題ですとか、それから出水期には工事ができないから、河川工事のようにすぐに導入ができないという、いろんな課題があることは我々も重々認識はしておりますけども、国全体の話として、今、働き方改革を強力に推進しようということで、大手のゼネコンも、まさに週休2日制を少なくともこの5年後には導入しようということで、相当強力に今動いているところでして、この動きは恐らくこの高知県にもやってくることは間違いないということで、我々としては課題を一つ一つ業界の方々と検討させていただいて、週休2日制をより広く導入する形で今後進めていきたいと考えております。

◎武石委員 ぜひ、その方向でお願いしたいと思います。悪い意味での3Kとか言われたりしてきて、なかなか建設業界へ進んでいこうという若い人が減っていることもありますけど、高知県は言うまでもなくまとまった社会資本整備をしなくちゃならん県なんで、そういう体力をしっかりと将来的にも持続あるものにしていかないといけないと思うんで、我々も大変重要なテーマだと思っております。

それから、先ほど部長からの総括説明の中で、繰越明許費の説明もありましたけど、件数も多い。多いけどこれも平準化をしていただく大変有効な手だてだと思いますし、これも私は評価をさせていただきたいと思います。それって平準化していかないとなかなか安定した雇用にもつながらんし、忙しいときはもう目いっぱい残業しても大変、暇なときは何ちゃあ仕事がないということでは、そりゃ安定した職業になりませんのでね。その辺も、さっきの繰越明許の状況を見て私は評価をしたいと思うんですけど。

それからあと、細かい業務の話で1点、例を挙げてお話しさせていただくと、管理資料の簡素化も随分やっていただくとおもうんですけど、まだ県内の各現場を見たときに、むらがあるんじゃないかなという気がしてましてね。工事現場が動いてなかったら作業員は休めるわけですけど、それを管理をする技術屋が管理資料に追いまくられてずっと残業しなくちゃならん状態が今でもあるやに聞きますので、そのあたりも踏み込んでいただいて、書類の簡素化、それを徹底して行っていただきたいと思うんですけど、その御所見だけお聞かせください。

◎**福田土木部長** 端境期対策は、県がこれまでやってきたこの対策について一定の評価を業界からもいただいておりますのでございまして、また来年度予算に向けて今、概算見積もりをしておるところですが、今年度の補正予算も組まれるという話ですので、これも活用してしっかりと端境期の工事を確保してまいりたいと思います。

また、今御指摘のありました書類の簡素化の話も今回の意見交換会の中でも出てきておりました。これ毎年出てきてる話でございまして、我々も書類の簡素化にはこれまでも努めてきておるんですけども、さらなる簡素化がどこでできるのか業界の方々の意見もお聞きしながら取り組んでまいりたいと思います。

◎**池脇委員** 関連ですが、第1次産業の林業大学校とか、いい評価もされて、人材を育成する機関ができて、林業面においては一定の光が見えてきているわけですが、建設産業の部分で、そうした人材確保するための大学校がつくれんものかなと。建設技術公社の持っている土地をそろそろ処分せないけないので、その中で結構広くて、開発したら結構使える土地もあるんで、そういうのを利用して、先ほど3Kと言われているイメージを変えるためにも建設産業大学校のようなものを県でつくれないかなと思うんですが、御意見いただければなど。

◎**福田土木部長** なかなか一朝一夕に大学校をつくるとはいかないと思うんですけども、これまでも高知県の建設業活性化プランの中で研修会、それから講習会、さまざまなものを行ってきています。国でも維持管理等々についての講習会を行っていただける状況ですので、我々としては、こういったものをまず組み合わせて技術力のアップ、それから建設業の魅力のPRに努めてまいりたいと考えます。延長上に恐らく、さらなる次のステップがあり得るのではないかと考えます。

◎**池脇委員** 人材を継続して確保していく。しかも質の高い人材育成を確保し続けていくためには、一定のそういう高校とそれから大学の中間的な部分での教育機関があれば、なおさら人材確保がめどがついてくるんじゃないかなという思いがあるんで、その延長上と言われますが、もう産業自体、今大変な状況でありますから、ぜひ視野に入れて前向けに検討していただければと思います。これ要望として言っておきたいと思います。

◎**依光委員長** 書類の簡素化について自分も建設業者にお聞きすると、あったほうが良いと言われた場合に、要らないけど、何かあったときに役に立つと言われたら、つくるという話があって、誰のためにつくっているのかわからんまま仕事がふえてるということを知ります。だから、力関係の中で、あったほうが良いと言われると、建設業者はつくろんだらうと思うんで、そこら辺を土木事務所ごとでも、担当者ごとに違うらしくて、何か統一できんかなということをお聞きしましたので、簡素化するんやったら細かいところまで見て要らんはずのものがあつた場合に、じゃあどうして要るのかも含めてやっていただくと、もっと進むんだらうと思うんで、そこは要請をさせていただきたいと思います。

質疑を終わります。

### 〈河川課〉

◎依光委員長 次に、河川課の説明を求めます。

◎岩崎河川課長 河川課長、岩崎です。

河川課からは、補正予算及び繰越明許費について御説明します。まず、補正予算です。資料②議案説明書の補正予算の135ページをお開きください。歳入予算の7款分担金及び負担金の9目土木費負担金は、今回お願いしています永瀬ダム管理費などの補正に伴いまして、ダムの利水者からの負担金額を増額するものです。15款県債の14目災害復旧債は永瀬ダム管理費の補正に伴って財源措置を行うものです。以上、歳入予算の補正額は254万9,000円の減額となり、合計で72億5,490万3,000円となります。

続いて歳出予算について御説明します。136ページをお開きください。12款土木費の1目河川管理費です。右の説明欄、2永瀬ダム管理費のテレメーター、警報局保守点検等委託料は、10月の台風21号により大量にダム貯水池内に流入してきた流木を陸揚げ、運搬、処分するために必要な費用476万2,000円について増額をお願いするものです。以上、歳出予算の補正額は276万2,000円の増額となり、合計で79億9,904万6,000円となります。

続いて繰越明許費について御説明します。138ページをお開きください。まず、追加計上するもののうち、1目河川管理費のダム改良費は、鏡ダムの貯水池保全事業において用地交渉やその手続に日時を要したことなどにより5,504万4,000円の繰り越しをお願いするものです。3目河川改良費の社会資本整備総合交付金事業費は、奈半利川において、清水バイパスに係る工事の施工に伴う水質汚濁に関して、漁業関係者との施工時期の調整に日時を要したことにより1億2,835万2,000円の繰り越しをお願いするものです。

次に、変更計上するものです。3目河川改良費の防災・安全交付金事業費は、土佐町の地藏寺川及び土佐市の波介川において、物件補償調査の立ち入りに係る地元調整に日時を要したことなどにより5,793万2,000円増額し、8億3,073万2,000円の繰り越しをお願いするものです。これらの工事はいわゆる翌債の手続を行いたいと考えておりまして、この議会での繰り越しの議決をお願いするものです。

以上で河川課の説明を終わります。

◎依光委員長 質疑を行います。

◎浜田（英）委員 奈半利川の清水バイパス、これは奈半利川淡水漁業協同組合との交渉に時間を要するということですか。

◎岩崎河川課長 工事の施工に伴う水質汚濁に関して、その組合と。

◎浜田（英）委員 交渉はまだうまくいってないということ。

◎岩崎河川課長 いってないのではなくて、もう12月ですので既に工事は発注している

ところでは。

◎**浜田（英）委員** そしたら、これ要するに二又から上がったところへ、堰堤、堰を設けるんですかね。

◎**岩崎河川課長** そのとおりです。

◎**金岡委員** 私も地蔵寺川の改修について。それほど面倒なところはないと思うんですが、どういう形でおくれておるのか。

◎**岩崎河川課長** 家屋の移転補償を考えておりまして、全体の話ではオーケーなんですけど、移転補償については家屋への立ち入りでありますとか、もろもろの了承を得てから調査をする必要があります。そのための日程調整に日数を要したものです。

◎**金岡委員** 個別にというとなかなか難しいかもしれませんので、そこら辺は地区の皆さん方、地区長あたりに相談をして、やれば一気にできるんじゃないのかなと思いますので、地元の方と相談をしてみたらどうでしょうかね。

◎**岩崎河川課長** 役場の方を入れる、あるいは地区の代表者の方と話をする、そういったことも有効な手段だと考えていますので、今後、そういったことにも注意を払っていきたいと考えています。

◎**金岡委員** 私はそれほど難しいことだとは思いませんので、ぜひとも早目早目に手を打っていただきたいと。と申しますのも、随分時間がかかってますので、地域の方が疑心暗鬼になってきておるので、はっきり申し上げまして、当初、20年ででき上がるのをもう今から10年近く前に言われたんじゃないかと思えますけども、それがいまだに期間が短うならんと。いつまでたっても20年先となってもいきませんので、地元の当事者の皆さん方が疑心暗鬼になりかかりますので、ぜひとも迅速に進めていただきたいと思います。これ要請です。

◎**依光委員長** 質疑を終わります。

#### 〈防災砂防課〉

◎**依光委員長** 次に、防災砂防課の説明を求めます。

◎**石尾防災砂防課長** 防災砂防課の石尾です。

防災砂防課からは繰越明許費について御説明します。資料②議案説明書（補正予算）の139ページをお開きください。まず、追加計上するもののうち2目砂防整備費の地すべり対策事業費は、土佐町高須地区など2カ所において用地交渉等に日時を要したことにより、3,415万8,000円の繰り越しを。砂防等基礎調査費は、須崎地区など14カ所において計画調整に日時を要したことにより、2億7,955万3,000円の繰り越しをお願いするものです。

次に、変更ですが、2目砂防整備費の通常砂防事業費は、馬路村の樋ノ口谷川など5カ所において計画調整等に日時を要したことにより、2億6,957万7,000円増額し6億2,922万9,000円の繰り越しをお願いするものです。次の急傾斜地崩壊対策事業費についても、

越知町本村地区など 11 カ所において計画調整等に日時を要したことにより、1 億 9,523 万 5,000 円増額し 5 億 731 万 6,000 円の繰り越しをお願いするものです。これらの工事は、いわゆる翌債の手続を行いたいと考えており、今議会で繰り越しの議決をお願いするものです。

以上で防災砂防課の説明を終わります。

◎依光委員長 質疑を行います。

(なし)

◎依光委員長 質疑を終わります。

#### 〈道路課〉

◎依光委員長 次に、道路課の説明を求めます。

◎肥本道路課長 それでは、道路課の補正予算について御説明します。

議案説明書の 141 ページをお開きください。歳出について説明します。1 目の道路橋梁管理費について 3 億 953 万 9,000 円の増額をお願いするものです。右の説明欄にあります 2 道路維持管理費は 10 月に襲来した台風 21 号及び 22 号の暴風や豪雨により、県東部、中部の多数の道路において倒木や斜面崩壊による甚大な被害が発生したことから、道路を塞いだ倒木や崩壊土砂の撤去作業、道路に堆積した枝葉の清掃作業、木くずの処分等に多額の費用が必要となったため、今回、増額補正をお願いするものです。

次に、142 ページをお願いします。繰越明許費です。繰越明許費は 9 月議会でも御承認いただいておりますが、その後、状況の変化により変更をお願いするものです。まず 1 目道路橋梁管理費の道路改良費では、県道石鎚公園線ほか 11 件の工事において、関係機関及び地元との調整等に日時を要したため、5 月議会で議決いただいた額と合わせて 8 億 4,142 万 4,000 円の繰越予定額の変更をお願いするものです。次に 2 目道路橋梁改良費の社会資本整備総合交付金事業では、国道 439 号、津野町寺川拡幅ほか 3 件の工事において、地元調整などに時間を要したため、9 月議会で議決いただいた額と合わせて 17 億 3,756 万 7,000 円の繰越予定額に変更をお願いするものです。また、防災・安全交付金事業費では、県道山北岸本停車場線、南国市徳王子ほか 50 件の工事において、関係機関及び地元との調整や用地交渉などに日時を要しましたため、9 月議会で議決いただいた額と合わせまして 74 億 6,290 万 6,000 円の繰越予定額に変更をお願いするものです。

次に、債務負担行為です。公共事業の事業量が少ない 4 月から 6 月にかけての端境期対策として、用地買収が完了し早期発注が可能な来年度予算に計上する予定の比較的小規模な県単独工事を今年度内に発注するための債務負担行為 6 億 3,500 万円をお願いするものです。

以上で道路課の説明を終わります。

◎依光委員長

質疑を行います。

(なし)

◎依光委員長 質疑を終わります。

#### 〈都市計画課〉

◎依光委員長 次に、都市計画課の説明を求めます。

◎島田都市計画課長 都市計画課の島田です。

それでは、都市計画課の補正予算について説明します。資料番号②の議案説明書（補正予算）の143ページをお開きください。繰越明許費です。繰越明許費は、9月議会でも御承認をいただいておりますが、その後の状況の変化により変更をお願いするものです。まず、2目都市整備費の都市計画街路単独事業費は、9月議会で議決いただいた額と合わせまして13億9,993万9,000円の繰越予定額に変更をお願いするものです。これは朝倉駅針木線など3路線において、工作物等の移設に係る補償交渉や関係機関との調整などに不測の日数を要したことから、繰越額が増額となるものです。次に、3目都市施設整備費の都市計画街路事業費は、9月議会で議決いただいた額と合わせて7億1,051万2,000円の繰越予定額に変更をお願いするものです。これは高知南国線篠原工区において、家屋等の移設に係る補償交渉に不測の日数を要したことから、用地取得の年度内の完成が見込めなくなったため、繰越額が増額となるものです。

次に、高知県都市計画法施行条例の一部を改正する条例議案について説明します。資料④議案説明書（条例その他）の2ページの一番下をお願いします。都市計画法に基づく開発行為の許可等の権限について協議が調いました南国市へ移譲するものと、建築基準法の一部改正に伴いまして同法を引用している箇所について、条ずれや文言の整理を行うための改正です。

南国市への開発許可の権限移譲に関する条例改正の概要について、参考資料により説明しますので、都市計画課のインデックスがついている資料をお開きください。まず、1条例改正の目的ですが、住民に最も身近な行政主体である市町村が、県との適切な連携と役割分担のもとで、福祉やまちづくりといった分野の行政を、みずからの判断で進めることが重要であることから、「住民の利便性の向上」、「住民の意向の的確な反映」、「地域の活性化」などの観点から、地方自治法に基づく、「条例による事務処理の特例制度」が創設されています。昨年6月の南国市議会において、南国市長が開発許可等の権限移譲について表明されましたことから、この特例制度により、それぞれの地域の実情に応じた主体的な判断や許可までの迅速な対応による住民サービスの向上を目的として、南国市に開発許可等の権限を移譲するため、都市計画法施行条例を改正するものです。

続いて2開発許可とは、建築物を建築するために土地の区画形質の変更をしようとする者は、都道府県知事の許可を受ける必要があり、また、市街化調整区域では都道府県知事

の許可を受けなければ建築物を建築することができない制度となっています。

続いて3改正の内容ですが、開発行為の許可、変更の許可、許可証の交付、市街化調整区域における建築物の建築等の許可、工事完了の検査、検査済み証の交付、工事完了の公告、開発登録簿の調整・保管などの業務を南国市へ移譲するものです。

続いて4南国市への権限移譲前後の事務の流れですが、現在は開発者から申請があると、窓口であります南国市を経由して、高知県が内容を審査して、また南国市を経由して開発者に許可証を交付していました。権限移譲後は、開発者から申請がありますと、南国市が受理審査をして、直接許可証を交付する流れとなります。

最後に5権限移譲の時期ですが、施行日は平成30年4月1日としています。

以上で都市計画課の説明を終わります。

◎依光委員長 質疑を行います。

◎武石委員 南国市の考え方も理解しますし、この12号議案については了としたいと私は思っていますが、その上で、これまでこの法律が意図してきた大事な部分というのはあると思うんですね。つまり近視眼的な開発行為が行われて、結局それで公共コストが膨らんでいくのを防止するという。中長期的な視野に基づいて開発をしていくという部分がこの法律の意図していたところだと思うんですね。今回、開発者と南国市、非常に近い関係にあるかもわからない。そうなったときに、県のチェックが外れたときに懸念される近視眼的な開発が野方図にというふうになるかわからんけど、悪いほうの行政コストがかさんでくることにもつながりかねないと思うんですけど。私はこの議案には賛成ですけど、県としてその辺をしっかりと見てもらいたいと思います。そこで確認したいのは県の今後の考え方について御所見をお聞きかせいただきたいと思います。

◎島田都市計画課長 今回の権限移譲は、南国市特有といいますか、高知大学部周辺の学園都市としてのにぎわいづくりだったり、あとは昭和30年代の15の町村が合併してきて、いまだに調整区域にそれぞれの集落があり、それが昨今の人口減少社会によって、その維持が難しくなってるというな事情がありますが、当然線引き制度、市街化区域と調整区域、市街化区域は計画的に市街化を促進すべきところですし、調整区域は無秩序な開発を抑制する必要があるということです。今回南国市が進めようとしている立地基準は、当然、線引き制度を担保するものが開発許可制度です。今後もそういった線引きを踏まえた上での取り扱いになりますし、今回の条例案についても高知広域のほかの市町との調整を図った上ですし、また、線引き制度は県が取り扱っていますが、国の御意向も確認した内容です。そういったことで、今後もそういった関係機関との調整を踏まえながら進めていく内容と考えています。

◎武石委員 今までの状況の中でも地区指定でしたかね。

◎島田都市計画課長 地区計画です。

◎武石委員 地区計画に基づいてやっていこうと思ったらやっていけたわけなんですけどね。それを一気に条例を変えて、県が権限移譲すると、こうなったわけなんですけど、それは我々は計画立てればできるのにといい思いもまだあるんですけどね。これだけをもう1回聞かせてください。条例改正までして、権限移譲するのはどういうことか。

◎島田都市計画課長 都市計画制度の中に確かに地区計画というものもありますが、地区計画は一定の広がりのある、1ヘクタールとか、そういった工業系なり、住居系、商業系なり、そういったまちづくりをするものです。今回の南国市の場合はそういう面的というより、既存集落内にもともとお家があって、コミュニティーがあったのが、だんだん人口が減ってきて、主に一戸建て住宅といいますか、きめの細かい立地基準によって、何とか人口の減少を食い止めていきたいということですので、地区計画と今回の開発許可制度と両方うまく使い分けながら、今後も進めていく内容だと思います。

◎米田委員 武石委員の質問ともかかわりますが、一つは今回移譲しようとする開発許可が、年間何件程度、実績として今まであって許可された、されなかったというのは昨年度はどんな状況ですかね。

◎島田都市計画課長 平成28年度で言いますと、この高知広域都市計画区域内の開発許可の件数は120件ぐらいあり、そのうち南国市が約3分の2の80件ぐらいです。事前に内容を審査し、書類の補正等行っていますので、不許可はありません。

◎米田委員 それで、説明された住民の利便性の問題とか、いろいろ目的があるわけで、それからいうと4番の事務の流れの中で、移譲されたらスピードアップになるのか。どういうメリットがあると理解したらいいですかね。

◎島田都市計画課長 昭和45年以来、南国市の開発許可は、県がその事務を取り扱っておりましたが、今年度から人事交流もしており、来年度からは南国市は今までの県の考え方に沿った技術基準なり立地基準を生かして開発許可事務を行っていくわけですけども、この4の事務の流れのとおり直接南国市が基準に基づいて審査をし、許可をする流れになっていますので、そういった意味ではスピーディーになることは間違いないと思います。

◎米田委員 今まで県やったらどれくらいとか、何日くらい大体かかって、この流れでいったら、どれくらいに。

◎島田都市計画課長 いろんな規模にもよりますが、大体1カ月弱ぐらいの形で、南国市を経由して県に書類が上がってきて、内容をチェックして市を経由して許可証をお渡しするといった流れですので、市が現在窓口になっていますけども、この窓口の機関がそのまま内容の審査もすることになりますので、期間短縮されることは十分あり得ることだと思います。

◎米田委員 どれくらい短くなるとかわかれば、もう少しメリットあるかと思うけど、慎重な大所高所からやってくれるわけやから、余りそんなメリットというほどのことはない

んじゃないかという気もするけど。

◎島田都市計画課長 時間的なことでいいますと、やはり二重の審査が南国市の1回の審査で終わりますので、ただ、先ほど言いましたように、いろんな内容のボリュームといたしますか、いろんな性質がありますので、一概に標準幾らが幾らになると言えないですけども、短縮することは十分あり得ることだと思います。

◎米田委員 それで武石委員も言われたように、非常に国土の安全、住民間の利害にかかわる問題でありますし、身近になればなるほどしがらみもかかわってくるわけですから。私は、県の開発許可権限持ったままで、いわゆるダブルチェック的な機能も果たせるという点ではえい面持ってるわけですよ。だから、それを本当に市町村がえいということになれば、本当にそれにふさわしいメリットがなければ、本来、権限移譲すべきではないという思いがありますので、それは意見言うちよきたいのと。それと結局、地元の新聞で12月2日付で報道されてますけど。しかし、今、課長が言われたように、高知医大の周辺なんか結局は新たに県が審査をする権限は残ったままになったがやないですかね、5月の方針で国道周辺、企業誘致も市は想定しよったけど、県は引き続き県の開発審査の議決が必要だということで、従来のまま移譲せずに来ちゅうわけよね。エリアも変更して、南インターチェンジの半径1キロメートルとか、龍馬空港1キロメートルとか、新たに拡大をして、県の開発審査の議決を県が持ったというか、そういう意味だと思うんですけど。それから、高知大学、今言われた医学部周辺への共同住宅や居酒屋などの立地も引き続き、これ県がやりますと、当初、以前南国市がおろしてくれと言いよったのを、引き続き県がやりますとなったよと報道されてるわけですけど。僕は必要なところを全て市の要望どおり権限移譲したわけではなくて、県は県の判断でこうやって開発審査の議決権持ったまま、移譲する部分は正確に検討されてしちゅうわけよね。その判断はどこにあるんですかね。

◎島田都市計画課長 今回、南国市で、市の条例を立地基準についてつくりますので、その内容に関して県が関与することはございません。ただ、条例をつくるに当たりまして、先ほども言いましたが、高知広域のほかの市町の御意見、それから国の御意向等、そういうのを総合的に調整をした結果が、今回の南国市の案です。

◎米田委員 総合的に調整したけど、さっきの説明では、医大の周辺の開発審査についても、市は移譲してもらいたいという方針やったんでしょう。それ認めずに今回、共同住宅や居酒屋つくことは県が開発審査会の議決、県の審査会の議決が必要ですよということで、あえて残したか、つくったわけよね。

◎島田都市計画課長 開発許可といたしますか、条例を制定するに当たり、まず、法の中で調整区域の立地基準というのは定まっています。ただ、高知県なら高知県なりの独自性があります。そこについては、まずは開発審査会で提案基準を設けて、そこで実績を積んでいきます。実績を積んだ結果、審査会の議を経て条例に制定が可能になっていくという段

階を踏まえていく必要があります。

◎米田委員 仕組みがようわからんけど、この地元新聞の報道は、市も要望しとったと思いますけど、国道周辺への企業誘致は引き続き県の議決が要るわけでしょう。どうなるんですかね。

◎島田都市計画課長 県の議決ではなくて。

◎米田委員 開発審査会。

◎島田都市計画課長 開発審査会の提案基準として南国市が盛り込んでおるということですので、県がどうこうではなくて県の開発審査会にかけて、そういう市街化の促進の格差のおそれはないかとかいった内容を審査会でチェックをしていただいて、それでオーケーが出れば、開発の許可の流れに沿っていくということです。

◎米田委員 ということはそれは今までと変わらんじゃないですか。

◎島田都市計画課長 今までと変わらないんじゃないかと、南国市も過去の既存集落内の戸建て住宅とか、そういう積み重ねがあるものは、今回条例で制定をしています。審査会の提案基準もほかの香美市とか、いの町にはなくて、この条例の制定にあわせて審査会の提案基準も新たに南国市が独自に設けた内容となっています。

◎米田委員 また後で聞きますけど、当初、市でやろうとしたことが、市だけではなくて引き続き、県レベルの開発審査会の議決が必要だという枠をなくしたわけよね。

◎島田都市計画課長 高知大学医学部の周辺に関しては、審査会での議決が必要ということですし、既存集落内、もとの小学校の周辺は、今回、南国市が条例を制定して、それに基づいて許可をしていくという流れです。

◎米田委員 わかりました。

それで、武石委員も言われたように、確かにある意味、土木行政、開発行政というのはそういう利害が非常に関係する問題で、大所高所から、安全な国土、県土をどうつくるかと。自然保全とどう共存させるかという非常に大事な判断をしながら進めるべき性格の行政ですよ。私たちは、身近なものは全部市町村という意味ではなくて、身近なものでも国や県がやるべき仕事はいっぱいあるわけですよ。ですから、その点からすると非常に慎重にこの権限移譲については、とりわけこの分野について、私は、やるべき分野だと思っています。職員録見たら南国市から1人研修に来てますよね。ただ、私たちが考える段で相談したときもそうですけど、30万人の高知市でも土木行政、開発行政いろいろとトラブルが出てきよるわけですね。それを言い方悪いですが、5万人切る南国市が広大な土地にふさわしいエキスパート、専門家を育てながら開発行政に耐え得る人が本当に配置できるか、育てることできるかという思いがするんですよ。今度、後で報告がありますけど、土地開発公社でも、聞いたら5人ぐらい県の職員を派遣して、それまでそこで育ててもらおうと。県がそういう部門の専門家おらんからという報告ですよ。そういうこと考えたと

き本当に技術職の皆さんが、都市計画法も含めて、経験、あるいは専門家的な役割を果たさないと、行政に携わることはできんわけですね。そういうことも含めて私たちは心配するわけなんです。そこら辺、県として仮にこの権限移譲したときにどんな支援が引き続きできるのか。

◎**島田都市計画課長** 平成29年度から南国市と県の職員を1名ずつ人事交流しています。来年度は、ことし1年間、来てもらっている南国市の職員の方は市役所に戻りますが、県の職員は引き続き残って指導をやっていく計画ですし、我々県としても権限移譲したからといって、南国市に完全にお任せするのではなくて、当然、技術的な支援といえますか、いろんな相談にも対応していきたいと思っています。

◎**米田委員** 南国市もどこも市町村、実際は財政大変で、新しい分野の仕事を受け持とうとしたら職員ふやさないかんわけですよ。市のことやきどうこうじゃないけど、本当に南国市が職員体制も力量も専門分野も含めて受け入れることができる地方自治の力を持たんといかんわけで、トータルで、ぜひ援助、支援をしてもらうこととセットで権限移譲ということにしないといかんじゃないかなと思います。それはまた改めて強く要望しておきたいと思います。

◎**依光委員長** 先ほどの件で誤解があったらなんですけど、県の開発審査会は土地家屋調査士とか、いろんな専門家が集まってる会ですよ。

◎**島田都市計画課長** 法律、商工業、行政分野、都市計画、公衆衛生といった、それぞれの専門の委員7名で構成しています。

◎**依光委員長** 私自体はずっと都市計画の関係で権限移譲も香美市が欲しかったくらいで、自分の地域のことは自分たちで考えると。高知大医学部に関して、医師確保の観点でいくと、周辺は言うたら遊ぶところがなく、お医者さんもなかなか定着しにくいみたいな課題もあって、先生方も何とかならんかということもあつたし、香美市でいったら、工科大の周辺も調整区域で、なかなか学園都市ができんとかがあつて、ただ今回の権限移譲がありつつも、開発審査会でいろんな人の意見もあって、当然その条例なんで南国市議会議員も皆議論に加わっちゃうんで、自分は都市計画で成功したところと失敗したところがあつて、都城市とかは何か失敗したと言われ、前の市長が全部取っ払ってしもうたら新しい団地ができてしもうて、行政コストはふえて、コンパクトシティどころか、町が広がったという。だから、一定、高知県でやられてるのはどういいう高知県土をつくるかというところの中で、課長も御苦労されたのは自分も知っており、今回は第一歩やと思います。これに関しては引き続きいろんな意見も聞いていかんといかんという米田委員のいうとおりに思うし、南国市との交流人事も含めてやってることなので、尾崎知事も中山間を見捨てない、調整区域であつて、人が減って、小学校が閉鎖されるのはこれはおかしいんじゃないかという思いも持たれてると思うし、住民の意見も十分酌み取っていただいているところで、

ここまで来たということなので、評価しています。いろいろな御意見にまた説明をしながら、何か県の開発審査会と書くと何かわかりにくい、すごいややこしい話やと思うんで、また丁寧な説明もしていただきたいと思います。それは要請します。

質疑を終わります。

#### 〈公園下水道課〉

◎依光委員長 次に、公園下水道課の説明を求めます。

◎岡崎公園下水道課長 公園下水道課の岡崎です。

公園下水道課の補正予算及び条例その他議案について御説明します。まず一般会計の補正予算について御説明します。②の議案説明書（補正予算）の145ページをお開きください。4目公園費の都市公園管理費は、10月に本県に接近した台風21号により五台山公園、鏡野公園、高知空港緑の広場で多数の樹木が倒れたことなどから、この撤去処分費用として1,199万6,000円をお願いするものです。

続いて146ページをお開きください。繰越明許費です。お諮りする事業は、4目公園費の都市公園単独事業費で、これはのいち動物公園の汚水処理施設が使用開始から25年以上経過し、配管施設などが老朽化したことから更新を行うものです。この工事は地下に設置した汚水処理槽内にある機器等を下面部分から順に取りかえて更新するものですが、下層部に堆積していた固結物の取り除きに不測の日数を要したことにより、工事の年度内完成が見込めなくなったことから4,888万8,000円の繰越予定額をお諮りするものです。

続いて146ページの下段、債務負担行為、池公園管理運営委託料及び室戸体育館管理運営委託料について御説明します。この債務負担行為は、③議案（条例その他）の65ページ、第21号、高知県立室戸体育館の指定管理者の指定に関する議案、及び66ページ、第22号、高知県立池公園の指定管理者の指定に関する議案と関連していますので、参考資料によりまとめて説明します。

お手元の土木部参考資料の公園下水道課のインデックスのページをお開きください。まず、21号議案、室戸体育館について御説明します。この施設は室戸市室戸岬町にあり、平成3年3月に供用開始した鉄筋コンクリートづくり2階建ての体育館で、36メートル掛ける32メートルのアリーナを有しています。指定管理者制度を導入した目的ですが、施設に対する多様な住民ニーズにより効果的かつ効率的に対応するため、民間企業などが持つ能力やノウハウを活用し、利用者へのサービスの向上と経費の縮減等を図ることです。導入の効果として、自主事業の実施などにより、指定管理者制度導入前の平成17年と比べ平成27年度の利用者は約5,800人と約1.7倍に増加しています。これまでの指定管理の状況ですが、当体育館は室戸市が管理する室戸市中央公園の中にあることから、平成18年の指定管理の導入時から、これまで室戸市に直指定しておりましたが、指定管理者制度は公募を原則とすることから、室戸市と協議して、今回、公募による選定に変更したものです。今

回の指定議案ですが、本年8月18日から募集を開始し、1者から応募がありました。11月8日に学識経験者や税理士などで構成します審査委員会を開催し、株式会社双葉造園が指定管理者の候補に選定されましたことから、この12月議会に債務負担行為に係る補正予算と指定管理者の指定に関する議案を提出したところです。指定管理期間は平成30年4月から5年間で、管理代行料は5年間で3,885万1,000円となっています。

続いて2ページをお開きください。第22号議案、池公園について説明します。当公園は高知市池地区にあり、平成17年4月に供用開始した広さ3.5ヘクタールの公園で、主な施設はテニスコート2面と遊具を配置しているわんぱく広場などです。指定管理者制度を導入した目的は、住民ニーズにより効果的かつ効率的に対応するため、民間企業の能力やノウハウを活用し、利用者へのサービスの向上と経費の縮減等を図ることであります。これまでの指定管理の状況ですが、当公園は平成17年度の供用開始から指定管理者制度を導入しており、平成17年から平成24年まで平成緑化建設株式会社が、平成25年からは株式会社双葉造園が指定管理をしています。指定管理者制度の効果は、テニス教室の開催や利用料金の割引、ポイント制度の導入など、自主事業の実施によるサービスの向上などにより、利用者数、利用料収入ともに増加しています。また、利用料収入の一部を管理運営に充てることにより、管理代行料の縮減効果もあります。利用者数は供用開始をした平成17年度に比べ、直近の平成28年度は5,090人と約1.8倍に増加しています。今回の指定議案ですが、本年8月18日から募集を開始し、1者から応募がありました。11月8日に審査委員会を開催し、株式会社双葉造園が指定管理者の候補者に選定されたことから、この12月議会に債務負担行為にかかわる補正予算と指定管理者の指定に関する議案を提出したところです。指定管理期間は平成30年4月から5年間で、管理代行料は5年間で3,499万4,000円となっています。

2つの施設公園とも管理運営代行料は前回より増額していますが、共通する主な要因は人件費の上昇です。以上が、室戸体育館、池公園の指定管理の指定に関する議案です。

以上で公園下水道課の説明を終わります。

◎依光委員長 質疑を行います。

◎浜田（英）委員 池公園も室戸の体育館も同じ業者ですよね、ほかに参入する業者がいなかったということなんでしょうが、私が3年前に議長やったときに、室戸市、地元の業者などから、こんな管理委託やったら、もうこの業者をやめてくれと私に陳情が来たんです。ここの業者は体育館だけじゃなくて、この周りの室戸公園も全部やっています。でも、地元は、ここは災害の防災拠点でもあるから、もし何か有事が発生したときに、人が誰もおらんようじゃ困るから、地元にやらせてくれということで要望が来たんです。結局、実態として1者しか応募がないからこれしかしようがないと。この指定管理が5年がいいか悪いかは別にして。ここに与えたら県がしっかりとそこをチェックして、しっかりした仕

事できておるかどうか、そこを議会へも時々きちっと報告をいただきたいと思っております。

◎岡崎公園下水道課長 この指定管理の管理者は、まず毎年モニタリング、まず一つは、指定管理者みずからが評価を出して、その後、県がモニタリングということで年2回行っています。それとあと、公園の中に、ポストを設置して利用者からの声もいただくようにしています。そういうモニタリングを通じて、今後業務仕様書とずれることがあれば、我々も指導していきたいと考えています。

◎浜田（英）委員 それで、地元からの要望がきちっと所管課へ上がったら、その声を反映しちゃらないかと思うんですよ。現場は見てないですけど、写真なんか見ても明らかに悪いと思うところがあるんですけど。それが所管課から、審査会へ伝わってないところがあるんじゃないかと。これは県民にとってもよくないと思いますし、地元がやりたい仕事なら地元でやらしちゃったらえいと思います。それなのにわざわざ高知市の業者が行ってやる。こういうことはいかがかなと思っています。

◎岡崎公園下水道課長 地元の利用者から、そういう管理運営等に関しての御意見は指定管理者にもお話をし、適正な管理が行われるように指導してまいります。

◎池脇委員 関連で、大事なのは仕様書ですよ。契約をする場合に、内容をきちっと地元の要望を踏まえた内容を盛り込んで受けてもらうようにしないと、口頭ではだめです。書かれていること以外のことはやりませんでしょう。仕様書はどうなってるんですか。そういう声が上がってきたということは、仕様書の見直しがあったんですか。

◎岡崎公園下水道課長 室戸の体育館については、今回初めての公募になります。今までは室戸市に管理をお願いしとったものですが、いわゆる箱物の管理になりまして、通常の受付業務とか清掃業務が中心になりますので、今回の仕様書等に大きな変更はございません。それから池公園についても、今までやってきたところと、管理上の仕様書の変更は特にございませぬ。

◎池脇委員 こういう委員会で声が出たということであれば、仕様書の見直しはしっかりするべきだと思います。住民の方の声を聞いて追加を入れてもいいと思います。よりいい管理をしていただくという意味でぜひ、その努力はしていただいたほうがいいんじゃないですか。

◎岡崎公園下水道課長 利用者から届きました声は、管理者にもお伝えして、利用者が満足できるよう民間事業者の知恵を借りてノウハウを生かして指定管理をしているわけですので、そのように努めてまいりたいと思います。

◎米田委員 室戸体育館は、平成29年度いっぱい室戸市が受けたことになっちゃうけど、さっき言いよった造園会社は行きやあせんがやろ。

◎浜田（英）委員 造園会社は今までその周りの公園を全部やりよるんです。だから体育館と公園と一体的に今度指定管理を5年間受けたわけです。

◎米田委員 今回は公園は出てないもんね。

◎浜田（英）委員 公園は今、指定管理期間中ですから。

◎米田委員 そうか、そういうがが。

◎浜田（英）委員 新たに新しい指定管理を受けたことになります。

◎橋本委員 一つ疑問に思うのは、この業者、私は全然知らないんですが、この審査会をやって点数評価しているじゃないですか。500点満点のうちの室戸体育館の場合は418.2という点数がある。この評価点数はどういう形で算定されるんですか。

◎岡崎公園下水道課長 この募集の中で、提案者から、どの管理をやっていくか、施設をどのように管理していくか、あるいは価格を幾らで、経費は幾らでやるか、会社の安定的な運営が可能かどうか、それから類似施設の実績などを5人の評価員が点数をその項目ごとにつけて、合計したものが先ほどお示しした点数になっています。500点満点中の5人ですので、各人が100点満点でやっています。

◎橋本委員 審査会の中身の精査のあり方が、委員の個々の判断なので、そこをとやかく言う話ではないと思うんですが、先ほど浜田委員の話だと、審査会の機能そのものが妙に問われるという話もあったじゃないですか。実際、議案として上がってきてますので、基本的にはこの議案が出されて、我々の議決権の行使になるわけですよ。この審査会の中の精査も、県の担当課の皆さんはしっかり、これは完全に理解できるものだと言った上で出してきたわけですよ。疑問の中で出してきたわけじゃないでしょう。これでいいということを出してきたんでしょ。

◎岡崎公園下水道課長 提案いただきました内容について、県も問題はないということで、審査会に評価をいただいた形になっています。

◎橋本委員 仕様そのものも確かに池脇委員が言うようにいろんな思いはあると思うんですよ。仕様以上のことはしないとかあると思うんですが、ただモニタリングはどうしてもしなければならないので、モニタリングの中で地元の室戸市等も地元の皆さん等の考え方も生かした上での指導をきちっとすることが、私は今から大事だと思いますので、その辺をしっかりやっていただければありがたいなと思います。

◎岡崎公園下水道課長 そのように努めてまいります。

◎金岡委員 教えてほしいんですが、室戸の体育館の総合評価は、前の指定管理者の室戸市への評価ですか。

◎岡崎公園下水道課長 ここの資料に書いてある点数は、今回提案のあった提案者への評価です。

◎金岡委員 平成27年度からの体育館の利用促進事業を実施してたのは、当時は室戸市じゃないんですか。

◎岡崎公園下水道課長 室戸体育館は、本年度末までは室戸市が管理をするようになって

おり、この資料にお示ししてある利用者がふえたとかいうことは指定管理導入の効果としてお示してあるんですが、これは室戸市が管理をしてきた結果によるものです。

◎**金岡委員** 室戸市への評価、それで間違いないですね。

◎**岡崎公園下水道課長** 現在の指定管理者への評価です。

◎**金岡委員** 先ほど浜田委員から言われた余り評判がよろしくないという業者は、池公園はずっと請け負われてきておるといことで、要するに平成 27 年からしておるわけですね。

◎**岡崎公園下水道課長** 資料の中ほどの表で第 4 期の途中から平成 25 年からです。

◎**金岡委員** 平成 25 年からですね。そこで浜田委員の言われた評判と、一方で審査の結果が 500 点満点中 420 点と、評価としては非常にいい評価を出しておる。なかなか理解がしにくいんですが。

◎**岡崎公園下水道課長** 補足ですが、資料の 5 の審査結果の 500 満点中、四百数十点というこの点数は、今回の指定管理者候補者から応募いただいた方を審査した結果の点数です。

◎**金岡委員** そういうことなんですか。平成 28 年度業務評価と書いてあるので、こっちかなと思ったんですけど、わかりました。

そこで、もう一つお聞きしたいのは、先ほど言われた仕様書はあるわけですね。それについての日報みたいなものはちゃんと出てるんですか。

◎**岡崎公園下水道課長** 指定管理者から毎月、実績報告書を出していただいています。どのことをやったか、あるいは利用者はどれくらいだとか、利用収入はどれくらいあったとか、行った業務の内容について、業務の報告をしていただいています。

◎**金岡委員** 月の総合的なもんじゃなくて、それぞれ仕様書の中に先ほど言われましたようにいろんな項目を書かれてると思うんですよ。そうしたものの日報が何月何日はこういうことやりましたと、人員は何人おりましたとかいう日報があるはずなんですが、普通の建設現場でも何人いて、どんな仕事をしたかという日報が出てくるわけなんで、当然そういう日報が出てきてるはずなんですが、それはちゃんと出てきておるんですか。

◎**岡崎公園下水道課長** 日報は毎日出しているというわけではございません。日々の管理ですね。体育館でしたら毎日あけてるんですが、利用者がおるとき、あるいはいないとき、それから清掃するときとか、そういう業務がある日、それからない日もあります。一定期間まとめて出していただく形でしています。

◎**金岡委員** 指定管理でこういうふうにやられるということは、365 日どういうふうにあったかという日報みたいなものが必要じゃないかと思います。それが出てない、まとめて書くと、極端な言い方をすれば、適当に書けることにもなりかねませんので、きちんと日報は出してもらわなければならないでしょうか。

◎**岡崎公園下水道課長** 我々報告いただくんですが、毎日報告いただくという形じゃなく

て、月ごとに何月何日は何人利用されましたと。何人の利用者がありましたと。収入はどれぐらいありましたとか、それらを表にしたもの。それからいろんな点検を行ったときには、それらのこうでしたと結果について報告をいただく形になっています。

◎**金岡委員** いずれにしても、仕様書どおりにやはりやっていただくように、この項目についてどうやったのかという日報は出していただいたほうがよろしいかと思しますので、要請をしておきます。

◎**浜田（英）委員** 3年前、私が陳情もらったときは室戸市周辺のここを利用するみんなからも苦情が来ましたから、これはいかんなと思って要望を言うたんですけど。それが伝わってその業者が改善して、今はよくやってるかもわからんですけども。モニターをするということと、地元の利用者の声を一番よく聞くことが大事だと思いますんで、その点をよろしくお願ひしたいと思います。

◎**橋本委員** この室戸体育館の指定管理者は、今年度末までは室戸市がずっと受けてきたわけじゃないですか。それが平成30年4月から新しく変わるんでしょう。室戸市がオフア一しなかった理由は何でしょうね。

◎**岡崎公園下水道課長** 室戸市は、同じ室戸市の室津地区に、市が体育館持っています。そちらについては、民間団体へ指定管理をしまして、そういう中で室戸市があえて県の体育館を市として管理するというのが。

◎**橋本委員** それが理由。

◎**岡崎公園下水道課長** 行政として矛盾する点があるとお伺いはしています。今回、室戸市も参加資格はあったんですが、室戸市からは応募がございませんでした。

◎**武石委員** 余りここで欠席裁判みたいなことすべきじゃないと思うんですよ。その1点だけ捉えて、それで不適合だみたいな。そういうことをこの県議会の委員会でやったら、業者だって真面目にやっ取るかもわからんし、ここで憶測で議論したら、それはちゃんとやったら迷惑な話やし、その辺は気をつけて議論をせんといかんと思いますよ。疑義があるんやったら、それは欠席裁判はいかんから来てもらわないかん。そうやって筋を通してやりましょう。

◎**依光委員長** 武石委員からありましたけど、この状況はわからないので、今回の件は、今回議案として出てきて1者しかなかった。手続としては間違いがないと思いますんで、委員長の意見として、5年間、また長期の契約ですので、仕様書にのっとってチェックをして、仕様書に基づいて報告を受けることを要請させていただいて、今回はおさめたいと思いますけど、よろしいですか。

◎**武石委員** 県がこうやってちゃんと手順踏んで、議案として出してきちゅうがやきよね。

◎**依光委員長** そういうことにしましょう、よろしいですか。

質疑を終わります。

それでは、ここで10分程度休憩と致します。再開を3時35分にします。

(休憩 15時23分～15時34分)

◎依光委員長 それでは、再開したいと思います。

#### 〈住宅課〉

◎依光委員長 次に、住宅課の説明を求めます。

◎阿部参事兼住宅課長 住宅課の阿部です。

住宅課からは、補正予算及び条例その他議案について説明します。

まず、平成29年度12月補正予算について説明します。資料②議案説明書(補正予算)の148ページをお願いします。住宅課では1目住宅費の1人件費、2住宅耐震対策事業費、及び3県営住宅管理費で、合計2億2,721万4,000円を計上しています。

まず、住宅耐震対策事業費について説明します。住宅耐震化促進事業費補助金2億2,156万9,000円を計上しています。参考資料の中の住宅課のインデックスがついた資料の1ページをお開きください。住宅の耐震化は、さまざまな地震対策の入り口に位置づけられる最重要施策であることから、第3期南海トラフ地震対策行動計画の1丁目1番地に位置づけ、需要の掘り起こしと供給能力の強化の観点から取り組みを強化してまいりました。その結果、資料の左側にありますとおり、需要の掘り起こしについては、上乘せ補助や代理受領制度の導入が進むとともに、個別訪問によってこれらの支援策の周知が進んでまいりました。また、供給能力の強化も、登録事業者数は順調にふえており、耐震診断を省略して設計から実施する仕組みの導入も進んでいます。

これらの取り組みの効果に加え、昨年4月に発生した熊本地震の影響が継続しておることから、資料の右側にありますとおり、10月末までの補助の申し込み件数が、設計については過去最高であった昨年度同期の1.5倍、改修は1.6倍と補正予算をお認めいただいた9月議会時点の見込みを超える状況となっています。このため、市町村からの追加要望をもとに、さらに診断400戸分、設計及び改修300戸分等の積み増しを行うものです。これにより、今年度は当初予算、9月補正予算と合わせ耐震診断4,100戸分、設計及び改修2,400戸分の予算を確保することとなります。

今後も市町村や事業者とも連携をしながら、第3期南海トラフ地震対策行動計画に定めました目標の達成に向け、住宅の耐震化をより一層加速してまいります。

次に、県営住宅管理費です。資料②議案説明書(補正予算)に戻っていただき、148ページをお願いします。これは、高知県住宅供給公社に対する県営住宅管理代行等委託料です。本年10月の台風第21号の暴風雨により、被害を受けた鴨部団地の屋根防水シートの修繕等に要する費用を追加計上するものです。

次に、「高知県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案」について、資料④議案説明書（条例その他）の3ページをお願いします。今回の改正は、第7次地方分権一括法の改正に伴う公営住宅法の一部改正を踏まえ、認知症患者等である県営住宅の入居者が収入の申告をすることが困難であると認められる場合に、県が把握した当該入居者の収入に基づき、家賃を決定することができるようにするものです。

概要は参考資料の住宅課のインデックス裏面2ページをお開きください。まず、資料の左上、公営住宅法改正の概要をごらんください。公営住宅の家賃は、入居者が申告をした収入等に応じて毎年度決定しますが、公営住宅法の改正前は、入居者から申告がない場合は近傍同種住宅の家賃額を適用することとなっておりました。今般の法改正により、認知症患者、知的障害者、精神障害者等、申告が困難と認められる者は、事業主体が把握した収入に基づき、家賃を決定することが可能となりましたが、公営住宅法では家賃に関することは条例で定めることとされていますことから、対応する条例の規定が必要となります。

次に、資料の右上、本県の現状ですが、本県は全国に先駆けて高齢化が進んでおり、高齢者世帯に占める独居世帯の割合も高く、認知症の高齢者は今後増加すると見込まれます。県営住宅においては、同居親族要件を平成23年に撤廃して以降、高齢者の単身世帯が増加しており、ことしの10月1日現在、入居世帯の約2割が高齢者の単身世帯という状況にありますことから、認知症患者など収入申告が困難な入居者の申告義務を免除する必要性は大きいと考えています。

資料の中ほど、条例の一部改正の内容ですが、家賃決定フローをごらんください。毎年2月上旬ごろに行います家賃決定通知の後に、図の中の太線にありますルートを追加しようとするものです。

条例の新旧対照表は、資料④の126ページです。改正後の条例は公布日施行とし、来年度家賃の決定から適用したいと考えています。

以上で、住宅課の説明を終わります。

◎依光委員長 質疑を行います。

◎米田委員 1つは、認知症患者であるかどうか、知的障害者とか、精神障害手帳があればいいですが、特に認知症の場合は事業主体がということで、どうやって認定するか、御家族がおいでる場合はいいですよ。御家族探して、こんな状況。管理人からとか町内会長がこんな話がありますからということで相談してするとえいと思うんですけど、県はどんなふうにかかわってこの人が認知症やということになるんですかね。

◎阿部参事兼住宅課長 まず、認知症を例にとりまして、どのように判断をするのかということですが、基本は医師の診断書によることになるとは思いますが、国の通知によれば医療や介護に従事する職員からの意見書でもよいと。かつ、必ず認知症と断定しなくてもよいということになっています。認知症の御家族、もしくは御本人もなかなか認知症と認

めたくない方もいらっしゃるので、なかなか診断を受けていただけない場合もあろうかと思いますが、そこは、ケアマネジャーの方ですとか、福祉サイドで、日ごろケアで接している方が、「認知症かどうかは断定できんけど、自分で申告するのはなかなか困難な状況にあります」ということで一筆を書いていただければ、我々はそれをもって判断することになります。

次に、家賃をどうやって把握化するかという点ですが、これは公営住宅法上、市町村の課税台帳に記載してある収入額を聞くという権限が法令上我々にありますので、これをもって市町村に問い合わせることになります。これまでも、そういったことはやったことはありますが、今のところ、市町村全てに協力をいただいていますので、そういった意味で収入額を把握することはできると考えています。

◎米田委員 そしたら、ケアマネジャーとかヘルパーが「この人は認知症で生活大変ですよ」ということで、「家賃をちゃんと調べちゃってください」と、その人らがそういう知識なり、制度があることを知らないとわざわざ県なり、町内会員の人には訴えられませんよね。だから周知をしていかないと、周りの人が県へ言ってくれたり、団地の自治会長に言うてくれたりとか、いろいろして県へ上がっていくわけよね。PRとか周知はどんなふうに考えられていますか。

◎阿部参事兼住宅課長 まず、現状から申しますと、収入申告がどうしても最後までなくて近傍同種の家賃になってしまう方が大体3,900世帯入居しておるうちの20世帯ぐらいになってまして、この中で、今回の事案のものはないと聞いています。ただ、今後出てくるにしても、まず数はそこまで多くないと思いますので、まずは家賃決定通知を一旦出した後、反応がない方。ここについてはこのフローにありますとおり、大体100世帯まで絞り込んでいますので、これぐらいの数になればもう個別に当たっていくことになろうかと思えます。

そして、認知症の方で自己申告が困難という事情であれば、必ず福祉サイドのサポートか何がしかついていますから、まずは個別にそこにアタックしに行くことで対応することになると考えています、

◎米田委員 そしたら、未申告の人の名前は出てくるき、県としても公社としても掌握できるということで手は打てるということよね。それであわせて、そういう申告はかわってしてくれるわけやけど、減免制度も活用できますか。

◎阿部参事兼住宅課長 家賃減免についても、非課税世帯とか、もしくは収入がゼロの世帯、これは現在、収入申告と同時に家賃減免の申請もしていただいで処理しておるところで、こちらも現行ルールは申告書によっておるんですが、この条例改正とあわせて家賃減免の運用を定めておる要綱を改めて追隨する形で対応したいと思っています。

◎依光委員長 質疑を終わります。

## 〈港湾振興課〉

◎依光委員長 次に、港湾振興課の説明を求めます。

◎横島港湾振興課長 港湾振興課の横島です。

当課の12月補正予算について御説明します。資料ナンバー②議案説明書の151ページをお願いします。今回、御審議をお願いするのは、客船受入等業務委託料1億8,519万3,000円の債務負担行為で、来年度に高知新港に寄港するクルーズ客船の岸壁における受け入れ業務を民間事業者に一括して委託しようとするものです。債務負担行為としてしていますのは、来年度の最初の寄港が4月5日に予定されていますので、今年度内に契約し、準備を始める必要があるためです。なお、財源内訳の特定財源のその他は受け入れ対応について協力して行っている高知市からの負担金です。

それでは、委託業務の内容について御説明します。土木部、参考資料の港湾振興課のインデックスがついた資料をお開きください。まず、左上の1. 高知新港における客船寄港数の推移をごらんください。高知新港のメンバーズの供用開始や大型客船受け入れに向けたハード整備、また、積極的な誘致活動により、高知新港への寄港は平成27年度の8回から、昨年度は30回、今年度は9月末時点で仮予約も含め49回と寄港数が増加しており、来年度はさらに増加する見込みです。

次に、2. 客船の発着地別の特徴としては、表のとおり、中国発着クルーズの寄港が多く、昨年度は全体の3分の1、今年度は約半数となっていますが、今年度上半期の実績では中国発着クルーズはオプションツアー参加率が93%と高く、台湾や日本発着クルーズ、ワールドクルーズは高知新港から高知市中心市街地の間で運行している無料シャトルバスを利用し、自由行動をする乗船客も多い傾向となっています。

次に、3. 客船寄港時における受入対応です。高知新港での受け入れ業務は、右下にその様子の一部を掲載していますが、歓迎セレモニーや入出港イベント、観光案内や物販、通訳などの各種サービス、シャトルバスの運行業務などを実施しており、これらを昨年度から民間事業者に一括で委託し、民間ならではのノウハウや柔軟な発想、幅広いネットワークを生かして、おもてなしの内容の充実や質の向上を図ってまいりました。おもてなしの基本的な考え方として、高知新港への寄港は平成28年度から急増し、他港に比べますとまだ緒についたばかりであり、今後の寄港数の増加・定着化につなげるためにも今年度は平成28年度と同レベルのおもてなしを実施してまいりました。しかしながら、寄港数の増加に伴い、一定のレベルを保ちつつも経済性も考慮した持続可能な受け入れを実施していく必要があります。そのため、来年度予算では、現在、全ての寄港時に実施している地場産品の振る舞いをリピーターとなる可能性が高い日本人の乗船客が多い日本発着クルーズや日本客船にターゲットを絞って実施する。また、客船の発着地別の特徴を考慮してその需要に応じた観光案内、通訳スタッフの配置やシャトルバスの運行台数に見直すこととし

ています。

次に、4. 委託業務の概要です。委託料の総額は1億8,519万3,000円で、ことし9月末時点での仮予約も含めた65回の寄港に対応する額を計上しています。委託先は、県内事業者で公募によるプロポーザル方式で決定したいと考えています。委託業務の内容は、これまで御説明しました客船受入業務と、幕末維新博第二幕開幕関連イベント及び高知新港開港20周年記念関連イベントとして、来年4月に観光振興部と連携して実施する「咸臨丸でゆく 龍馬クルーズ」における岸壁での運営や販売等受け入れ業務を予定しています。

説明は以上です。

◎依光委員長 質疑を行います。

(なし)

◎依光委員長 質疑を終わります。

#### 〈港湾・海岸課〉

◎依光委員長 次に、港湾・海岸課の説明を求めます。

◎依岡港湾・海岸課長 港湾・海岸課の補正予算、繰越明許費及び条例その他議案について説明します。資料②議案説明書（補正予算）の152ページをお願いします。

歳出予算について説明します。2目、港湾費の説明欄、高知港係留施設等管理運営委託料です。高知港係留施設等の指定管理者への管理代行に係る委託料で、平成28年12月議会において、平成29年度から3年間の支出予定額で債務負担行為の承認をいただいております。今年度予算も当初の支出予定額で計上しておりました。その後、高知新港への客船寄港回数が当初の計画より増加する見込みとなり、それに伴い寄港数増加に対応するため、保安業務や経理業務も当初の計画から増加する見込みとなったことから、今年度の人件費不足分を増額補正するものです。

次に、1目海岸費の説明欄、海岸漂着物等地域対策推進事業費の国庫支出金精算返納金について、海岸漂着物等地域対策推進事業費では、環境省の地域環境保全対策事業費補助金を活用して、台風などにより打ち上げられた海岸漂着物等の回収や処理などを行っています。平成28年度に受け入れたこの補助金について、金額が確定され806万円の返還金が生じたことから補正をお願いするものです。

以上、一般会計歳出補正予算の合計は1,120万5,000円の増額となっています。

続いて繰越明許費を説明します。153ページをお願いします。繰越明許費の追加です。海岸陸こう等常時閉鎖推進事業費では、入札不調により契約までの期間に日数を要したこと。津波漂着物対策事業費では、処理する船舶の所有者の確認に不測の日数を要したこと。港湾海岸高潮対策事業費では、高知海岸の若松地区において、作業ヤードの使用時期の調整に日数を要したことにより、それぞれ繰り越しをお願いするものです。

続いて、153ページの下です。債務負担行為、甲浦港海岸緑地公園管理運営委託料につ

いて説明します。この債務負担行為は、資料③議案（条例その他）の 67 ページ、第 23 号、高知県立甲浦港海岸緑地公園の指定管理者の指定に関する議案と関連をしていますので、参考資料によりまとめて説明します。

土木部参考資料の港湾・海岸課のインデックスのページをお願いします。当緑地公園は、東洋町白浜にあり、平成 15 年 4 月に供用を開始しており、トイレやシャワールーム、キャンプサイト、駐車場などを管理運営委託するものです。指定管理者制度を導入した目的は、民間事業者等が持つ能力やノウハウを活用し、利用者サービスの向上を図ることです。これまでの指定管理の状況ですが、平成 18 年 4 月から指定管理者制度を導入し、第 1 期から第 4 期まで、ともに東洋町 1 者から応募があり、東洋町が指定管理者として管理を行ってきています。

次のページに、指定管理者制度の導入の効果を載せています。公園敷地内にある「海の駅東洋町」は、東洋町が運営しており、各種イベントを開催するなど、この公園と一体的な管理運営を行うことで、交流人口の創出を図っています。また、下記には地元の小学校の P T A と夜間パトロールを実施し、利用者の安全確保に努めるとともに、ホームページでキャンプ場の予約状況を情報発信するなど、利用者の利便性の向上が図られています。

今回の指定議案ですが、本年 8 月 18 日から募集を開始し、今までと同じく東洋町 1 者から応募がありました。10 月 25 日に、学識経験者や税理士などで構成します審査委員会を開催し、東洋町が指定管理者の候補者に選定されたことから、この 12 月議会に債務負担行為に係る補正予算と指定管理者の指定に関する議案を提出したところです。指定期間は、平成 30 年 4 月から 5 年間。管理代行料は 5 年間で 1,079 万円となっています。今回、管理代行料がふえた理由は、人件費の上昇や除草の委託料などを計上したことによります。

以上で、港湾・海岸課の説明を終わります。

◎依光委員長 質疑を行います。

◎武石委員 議案には賛成なんですけど、確認しておきたいんですけど、このキャンプ場、有料の施設もあるんですよね。つまり収益が上がるようになってますけど、その収益は指定管理者に入るといことですかね。

◎依岡港湾・海岸課長 そのとおりです。

◎武石委員 そういうことよね。かつてヤ・シィパークは、収益が上がるきいうてなかなか金額低く抑えられておったこともあって心配しよったけど、ここはそういう心配がないわけですよね。適正な運営ができるよ。

◎依岡港湾・海岸課長 そのとおりです。東洋町で収入も含めて一体的な管理という格好の中でやっています。

◎浜田（英）委員 1 点。その横のホワイトビーチホテルというのがありましたが、今、経営はどこがやっておられるんです。

◎依岡港湾・海岸課長 今は県外の業者とお聞きをしています。

◎浜田（英）委員 今もきれいに経営できておるわけですね。

◎依岡港湾・海岸課長 東洋町からお聞きしたところ、東洋町とも一体的な施設管理も含めて協議しながらきちんとやっていると聞いています。

◎依光委員長 質疑を終わります。

以上で、土木部の議案を終わります。

#### 《報告事項》

◎依光委員長 続いて、土木部から、3件の報告を行いたい旨の申し出があつていますので、これを受けることにします。

#### 〈用地対策課〉

◎依光委員長 「高知県土地開発公社の存廃及び債務処理の方向性について」、用地対策課の説明を求めます。

◎黒石用地対策課長 用地対策課長の黒石です。

高知県土地開発公社の存廃と債務処理の方向性について、御報告します。土木部資料の報告事項、赤いインデックスの用地対策課と記載したページをごらんください。

1 ページ目です。高知県土地開発公社の存廃及び債務処理の方向性についての1. 高知県土地開発公社の概要をごらんください。高知県土地開発公社は、公有地の拡大の推進に関する法律に基づいて県が100%出資し、昭和48年に設立した特別法人です。公社は、地域の秩序ある整備と県民の福祉の増進に寄与することを目的に設置されたもので、地方公共団体にかわって高速道路の新設や河川の改修などの公共事業を行うために必要となる用地の先行取得や公共事業に土地を提供していただいた地権者の方々が移転を余儀なくされた場合の移転先の候補地となる代替地の取得及び管理などを行っています。なお、現在は、主に国からの委託による「四国8の字ネットワーク」の整備に係る用地買収を行っているところです。

次に、2の公社のあり方に関する方針をごらんください。公社のあり方は、平成16年から廃止を前提として保有地の処分に努めてまいりましたが、保有地の中でも大きな比率を占めます秦南団地の利活用について、具体的な活用策が決まらなかったことから、公社の廃止には至ってなかったものです。このため、平成27年4月の県政運営指針において、公社のあり方に関する方針を示しています。1つ目は、地価の下落や公共事業の減少などにより、用地の先行取得の必要性は薄れ、公社本来の役割は終えており、今後、秦南団地の売却を進めながら廃止の検討を行うことです。2つ目は、「8の字ネットワーク」の整備に係る用地取得の受け皿体制の構築についても検討することです。この指針に基づいて、公社の存廃と債務処理の方向性について検討を行ってまいりました。

次に、3の公社への貸付金の状況についてごらんください。県から公社への貸付金は、

公共用地として活用する土地や用地買収の代替地等を公社が先行取得する際の資金であり、公社が過去に先行取得した土地に対する本年 11 月現在の貸付金の額は、20 億 7,778 万 2,680 円となっています。この貸付金は、県が公社に年度当初に無利子で貸し付けて年度末に償還を受けている短期貸付金です。短期貸付金であることから、公社は年度末に市中銀行から有利子で借り入れて県に返還し、年度当初に県からの借入金を原資として市中銀行からの借入金を償還しています。市中銀行から借り入れする期間は年度をまたぐ数日間となります。これをオーバーナイト方式と申しまして、公社がこの方式により借り入れた利息の総額は 1,700 万円弱となっています。なお、括弧の注に記載していますが、一部の団地は公社が土地を取得するための費用を市中銀行から借り入れていたため、多額の利息が生じておりましたが、平成 13 年度からは金利負担を大幅に削減するため、全ての団地について、県からの無利子貸付金に切りかえたものです。

次に、4 の公社保有地の現在の簿価等の状況についてごらんください。公社保有地の団地ごとの簿価、評価額、地価です。含み損益について御説明します。なお、表の下の 1 つ目の米印にありますように、6 の東久万団地は、公社が自己資金で取得したものですので、県からの貸付金の対象にはなっておりません。まず、簿価は、県の貸付金対象となっている 1 から 5 までの 5 団地の計、20 億 7,778 万 2,680 円と、東久万団地の 9,545 万 3,630 円を加えたものが公社保有地全体の簿価となりまして、総額で 21 億 7,323 万 6,310 円となっています。評価額、いわゆる地価は、総額で 1 億 7,388 万 1,000 円となっています。その評価額から簿価を差し引いた額が含み損となり、その額は 19 億 9,935 万 5,310 円となっています。評価額が大幅に下回った理由は、社会情勢の変化や人口減少に伴う土地の供給過剰や政策の変更により地価が下落したことによるものと考えています。

次に、表の下の秦南団地の経緯をごらんください。秦南団地の売却が公社廃止の検討の前提条件となるため、これまでの秦南団地の経緯を記載しています。秦南団地は、平成 6 年 3 月に、敷島紡績株式会社から県の依頼により公社が取得して、平成 8 年 3 月に、国家公務員宿舍用地として一部売却をして、その後も利活用について検討しています。平成 12 年 10 月からは、株式会社イオンモールに対して、秦南団地の一部を道路用地や駐車場として賃貸を開始しました。その後、平成 26 年 8 月に、秦南団地利活用基本計画を策定して、高知市北消防署、日本赤十字病院及び都市計画道路の用地として売却を進めることになり、平成 29 年 9 月には、イオンモールへの賃貸も終了して、都市計画道路用地として土地を引き渡したため、ほぼ売却が完了となったものです。表では、秦南団地の含み損が 7 億 9,600 万円余りとなっていますが、イオンモールからの賃貸料収入の累計が 9 億 2,100 万円余りあるため、秦南団地単独で見れば簿価を上回る収入を生んでいるものです。

次に、5 の対応の方向性をごらんください。まず、(1) です。「四国 8 の字ネットワーク」の用地買収は今後も続くと思われており、公社の廃止後は県がその受け皿として役

割を果たす必要があることから、その体制を整える間の5年間、公社を存続させるとしたものです。これは、国の用地買収事務のノウハウを県に蓄積・継承するために必要な措置です。公社が担っている国の用地買収事務は、公共用地の取得に伴う損失補償理論や土地評価についての高度な知識が必要となります。このため、用地買収事務をこれまでに経験した者でも、実際の用地交渉を含めたOJTによる用地買収事務をマスターする必要があります。そのため、公社を5年間存続させ、公社で「8の字ネットワーク」を推進するとともに用地職員の人材教育の場としても活用してまいります。

次に、(2)です。公社の含み損は、なぜこれまでに処理できなかったのか、なぜ来年度以降に繰り延びしてはいけないのか。下の①から③で検討しました。1点目として、仮に秦南団地利活用計画策定、平成26年8月、この前に処理する場合です。仮に秦南団地を売却処分する前に含み損の処理をした場合には、その大半を売却前に土地の状態のまま県に移管。いわゆる代物弁済をされることとなります。しかしながら、債権放棄に伴う県の歳入欠陥63億8,600万円程度を賄うための資金が土地開発基金、平成20年度末以降は46億1,900万円残っていますが、これだけでは足りず新たな県民負担を生ずることとなります。2点目として、イオンモールへの賃貸が終了、平成29年9月ですが、この前に処理する場合です。イオンモールへの賃貸が終了する前に、秦南団地を土地の状態のまま県に移管。いわゆる代物弁済することにしますと賃貸料収入が公社に入らなくなります。他方、新たに県がイオンモールに賃貸することは特定の企業に配慮することや将来的な利活用の面などを考慮しますと困難であると考えています。そうしますと、県に賃貸料収入が入らなくなるため、結果として、賃貸料収入を債務処理のための県民負担の減に活用できないこととなります。3点目として、来年度以降に処理する場合です。イオンモールからの賃貸料収入が得られなくなる中で公社を存続するためには、オーバーナイト方式を継続せざるを得ない状況となります。この場合には毎年度市中銀行への利払い、直近の実績で65万9,000円程度ですが、これが生じますがその費用は新たな県民負担にならざるを得ないこととなります。こうしたことから、秦南団地の処分が完了し、賃貸料収入がなくなった今、これが最も県民負担が小さくなるタイミングで、今年度処理することがベストであると考えています。

そのため、(3)の債務処理の案として、県の貸付金20億7,800万円は、今年度中に公社が持つ保有地と公社の準備金により、公社から弁済を受けた上で、その差分について債権放棄を行います。債権放棄におけます歳入欠陥は、廃止を予定している土地開発基金の取り崩しによる収入で補填することで新たな県民負担を生じることとはございません。

次に、(4)です。現在、公社が保有する土地は、まずは債務処理の前に可能な限り公社において売却を行います。売却できず代物弁済により県が所有することとなる土地は、公共施設としての用途を含め、有効活用を検討したいと考えています。

以上のとおり、この方向性に基づき、これらの処理に必要となる議案を平成30年の2月定例県議会に提出したいと考えています。

報告は以上です。

◎依光委員長 質疑を行います。

◎武石委員 この問題はかねてより隠れ借金と言われて、本当に県政の中で暗雲が立ち込めるといって大変だったんですけど、今、説明いただいた案でやっとソフトランディングができるなど。なぜ今なのかというのも今の説明でよくわかりましたので、本当に我々もほっとした思いがあります。ただ、これ秦南団地と鏡岩団地がこの2つがもう大きな問題で来たんですけど、秦南団地はそういうことになったと。それであと、鏡岩団地。御説明にもあったけど、ここの有効活用をぜひとも考えていただきたいと思います。

それで質問は、土地開発公社、5年後に廃止するという中での雇用に与える影響ですよね。今職員がおるでしょう。その人たちが5年後に廃止されてどうなるのか、人数とか年齢構成とか、そのあたり聞かせていただきたらと思います。

◎黒石用地対策課長 土地開発公社のプロパー職員、正職員の方は、今はゼロでございます。退職をされて再任用された方が今、64歳で2名おいでます。もう1名、3人目は65歳を超えています。来年からは全員65歳を超えて嘱託という形で雇用をお願いする形になりますので、武石委員が以前御質問された職員の雇用について心配はないと考えています。

◎武石委員 わかりました。繰り返しになりますが、いいタイミングだと思いますので、ぜひ今後とも頑張ってくださいと思います。

◎依光委員長 質疑を終わります。

#### 〈河川課〉

◎依光委員長 次に、「和食ダム本体建設工事について」、河川課の説明を求めます。

◎岩崎河川課長 岩崎です。

河川課から、和食ダム本体工事について、現状と今後について御説明します。土木部報告事項の河川課の資料1ページをごらんください。資料の1番に、工事の契約概要と主な経緯を記載しています。2番、3番に現在対策を検討しています節理面への対応の経緯と現場の状況をお示ししています。

ことし4月の業務概要委員会において報告しましたとおり、昨年ダム堤体コンクリートの打設直前に行う仕上げ掘削時に、左岸の斜面に粘土が入り込んだいわゆる節理面が発見されました。この節裏面を放置したまま施工しますと、地震等の揺れによりダム堤体の安全性が損なわれ、ひび割れやそれに伴う漏水などの問題が発生する可能性がありますことから、対策が必要となり国の専門機関とも協議の上、堤体及びのり面の恒久的な安定を図るため、節理面を全て除去する再掘削を行うこととしています。

資料の3ページをごらんください。現地を川の下流側から撮影したものです。右側の赤

い点線で囲んでいる所が再掘削を行う範囲です。現在、安全を確保した上で、当初の掘削の倍を超える大量の土砂をいかに安く、いかに早くという点に着目して節理面を除去する工法について検討を行っています。また、現地の地形が急峻ですので、作業の困難度が高いということや既にコンクリートの打設が完了している部分が下にあるため、その部分を落石から保護する対策も必要となります。このため、掘削工法とあわせて安全確保のための仮設備工法なども、施工企業体と協議を行いながら設計を進めており、時間を要しているところです。

今後についてですが、資料戻っていただいて2ページの4番です。節理面を除去するための掘削工事の追加に伴い、国の承認を得ることが必要となりますので、追加となる費用の債務負担行為予算及び工事の変更契約は、2回に分けてお諮りしたいと考えています。

まず、現在の工期が平成30年5月31日であることから、次の2月議会で平成30年度末までの工期延長と掘削に必要な仮設道路などの準備工を行うための契約変更をお諮りしたいと考えています。全体の節理面の除去に伴う費用の追加及び工期の延長は、国の承認が得られた後に、平成30年6月議会以降に改めて債務負担行為の追加と変更契約についてお諮りしたいと考えています。

以上で、河川課の説明を終わります。

◎依光委員長 質疑を行います。

(なし)

◎依光委員長 質疑を終わります。

#### 〈建築指導課〉

◎依光委員長 次に、「高知県耐震改修促進計画（第2期計画）の公表について」、建築指導課の説明を求めます。

◎益井建築指導課長 建築指導課長の益井です。

建築指導課の報告事項について御説明します。委員会資料の土木部（報告事項）の建築指導課のインデックスのページをお開きください。高知県耐震改修促進計画に関し、去る6月議会の本委員会において、1期計画を全面改定し、平成29年度からの2期計画の策定を行っているところであり、パブリックコメントを経て計画案の策定が完了し次第、この委員会で御報告することとしておりました。

1枚目のA4版の資料をごらんください。これは計画の策定経緯をあらわしており、6月の委員会でお示しした資料を時点修正したものです。このフロー図の中でポイントの部分を説明します。

一番上になりますが、平成18年1月の改正耐震改修促進法に基づき、各都道府県で耐震改修促進計画を策定することとなり、高知県でも平成19年3月に計画を策定し、住宅、それから多数の者が利用する建築物の耐震化率目標を定めまして、耐震化事業を推進してき

ました。平成 25 年 11 月には、さらなる法改正により、要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断が義務づけられました。平成 27 年 8 月から平成 28 年 6 月にかけて、計画の一部改定による計画起算により、計画のバージョンアップを図りまして、防災拠点建築物、避難路沿道建築物、この 2 種類の建築物の耐震診断の義務化を行い、このたび、一番下になりますが、パブリックコメントが終了して、間もなく計画の全面改定を完了し、公表する予定であることから、あらかじめその概要を御報告するということです。

2 枚目の A 3 版の資料をごらんください。全面改定であることから第 2 期計画としていきます。左を見ていただいて、第 1 章の計画の背景と目的のとおり、耐震改修促進法、それから国の基本方針の改正、それから東日本大震災、熊本地震の発生による状況の変化を受けて、建築物の耐震化は地震対策の入り口となる重要な取り組みであることを再認識して、全ての建築物の耐震化を促進するため、全面改定を行うこととしました。

第 2 章の耐震化の現状と目標においては、1 番のこれまでの実績では、住宅への補助は棒グラフに示しますとおり、熊本地震を受け、平成 28 年度に急増しています。その右側の上の表で、多数の者が利用する建築物のうち、公共建築物の耐震化の状況を示していますが、公益上必要な建築物は 34 棟中 19 棟が、学校は 343 棟中 324 棟が耐震性を有しており、成果が上がっています。その下の表で耐震診断義務付け対象建築物の耐震化の状況は、要緊急安全確認大規模建築物は 60 棟中 49 棟が、防災拠点建築物は 163 棟中 112 棟が耐震性を有しています。避難路沿道建築物は 303 棟中耐震性を有すると確認できたのは 2 棟となっていますが、耐震診断の義務づけが平成 27 年 8 月以降でしたので、今後それぞれの建物で耐震診断が進んでいけば耐震性を有するものと、そうでないものが明らかになると考えています。

次に、2 番の耐震化の現状では、表のとおり、住宅、それから多数の者が利用する建築物とも平成 27 年度末の耐震化率目標を 90%としていましたが、それぞれ 77%、83%で目標を達成できませんでした。

3 番の課題と熊本地震の教訓では、第 1 期計画で見えてきた課題として、耐震化が必要ないと思っている人が多い。耐震化の費用負担が大きい。耐震性のある防災拠点が不足しているなどがあり、熊本地震からの教訓として、旧耐震建築物に甚大な被害、それから損傷等により、防災拠点となる建築物等が使用不可能などがあります。

4 番の耐震化の目標は、第 2 期計画の最終年度である平成 37 年度における耐震化率を、住宅は 93%、大規模建築物と防災拠点建築物を概成、避難路沿道建築物を全閉塞を起す建築物について概成、多数の者が利用する建築物を 97%としました。

右の第 3 章の耐震化促進のための施策は「需要の掘り起こし」と「供給能力の強化」の取り組み方針に基づき、熊本地震からの教訓を踏まえ、全ての建築物の耐震化を促進することとします。真ん中の表のとおり、住宅、それから耐震診断義務付け対象建築物、それ

から多数の者が利用する建築物のそれぞれに対し、需要の掘り起こしとして、支援制度の継続、見直し及び拡充。情報提供の充実。普及啓発と実態把握。相談窓口の設置。自主防災組織との連携。基準適合認定建築物の表示制度の普及を位置づけています。また、供給能力の強化として、事業者の育成。技術的支援体制の整備。建築物所有者の負担が少ない工法等開発促進を位置づけ、これらを市町村や建築関係団体などと役割分担し、連携を図りながら取り組んでいくこととします。

その他、下の表になりますが、あわせて建築物の総合的な安全対策としてブロック塀の倒壊防止対策。窓ガラス、外壁タイルや屋外広告物等の落下防止対策。大規模空間を持つ建築物における天井崩落対策などに取り組んでいくことにより、大地震による死者を限りなくゼロにすることを目指すこととしています。

以上で、建築指導課の報告を終わります。

◎依光委員長 質疑を行います。

(なし)

◎依光委員長 質疑を終わります。

以上で、土木部を終わります。

### 《採決》

(執行部着席)

◎依光委員長 お諮りします。

執行部より説明を受け、審査いたしました予算議案1件、条例その他議案6件について、これより採決を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(異議なし)

◎依光委員長 御異議なしと認めます。

それでは、採決を行います。

それでは、第1号議案「平成29年度高知県一般会計補正予算」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎依光委員長 全員挙手であります。よって、第1号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第12号議案「高知県都市計画法施行条例の一部を改正する条例議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎依光委員長 全員挙手であります。よって、第12号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第13号議案「高知県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議

案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎依光委員長 全員挙手であります。よって、第 13 号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第 21 号議案「高知県立室戸体育館の指定管理者の指定に関する議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎依光委員長 全員挙手であります。よって、第 21 号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第 22 号議案「高知県立池公園の指定管理者の指定に関する議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎依光委員長 全員挙手であります。よって、第 22 号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第 23 号議案「高知県立甲浦港海岸緑地公園の指定管理者の指定に関する議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎依光委員長 全員挙手であります。よって、第 23 号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第 27 号議案「県道窪川船戸線(岩土トンネル)防災・安全交付金工事請負契約の締結に関する議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎依光委員長 全員挙手であります。よって、第 27 号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

それでは、執行部は退席を願います。

(執行部退席)

◎依光委員長 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

それでは、18 日、月曜日の委員会は休会とし、19 日、火曜日の午前 10 時から、委員長報告の取りまとめ等を行いたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

◎依光委員長 本日の委員会は、これで終了します。

(16 時 29 分閉会)